

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	4	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	4)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築計画概要書等の閲覧に係る統一的な電子システムの導入等

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

閲覧請求者及び特定行政庁がオンライン上で確認可能となるよう、各特定行政庁の建築計画概要書等を一括して閲覧可能とする統一的な電子システムを整備する。
また、閲覧のオンライン化を行うに当たっては、個人情報等のマスキング処理等に係る取扱いの統一的な基準等を示す。

具体的な支障事例

現在、請求があった場合、限定特定行政庁である当市の管轄する物件(建築基準法第6条第1項第4号物件)は当市の窓口において、当市の権限に属さない建築物(同項第1・2・3号建築物)は県の窓口において、それぞれ書面で建築計画概要書等を閲覧させている。管轄がまたがる場合、閲覧請求した業者等は、管轄する特定行政庁である市と県それぞれの窓口に出向く必要があり、苦慮しているという実態である。
また、現在、当市が他の特定行政庁の閲覧対象書類を閲覧する場合、メールで送付してもらうなどの対応を行っているが、PDF化への対応等、双方にとって負担となっている。
また、閲覧のオンライン化を行うに当たって、印影、電話番号など個人情報等のマスキング箇所や、閲覧対象書類、利用者の身元確認の程度、閲覧数の上限などを自治体ごとに判断する必要があり、苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の窓口において、県で閲覧されている物件も閲覧したいと要望をいただいたことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業者などの閲覧請求者においては市や県の窓口に出向く必要がなくなる。特定行政庁においては窓口対応に係る時間の短縮や建築計画概要書等の保管場所の省スペース化につながり、特定行政庁間の書類等の送付に係る事務負担の軽減も図られる。

根拠法令等

建築基準法第6条、第93条の2、建築基準法施行規則第11条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、荒川区、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市、富山県、浜松市、豊橋市、稲沢市、枚方

○当県では5つの土木事務所があり、建築計画概要書を閲覧するにも所管の土木事務所の建築窓口に行く必要がある。県民サービスの向上のため、閲覧のオンライン化は必要と考える。

○同じく限定特定行政庁であり、建築物の規模により建築計画概要書の閲覧窓口が市と県で異なるため、閲覧請求者が対応に苦慮している実情がある。統一的なオンライン電子システム等の導入を検討いただきたい。

○提案内容を実施する場合、現在保管している概要書のスキャン、PDF データ化の費用負担や民間確認検査機関の提案システムへの参加等の課題もあると考える。また、処分等の概要書は経過を記入する必要があるため、その整備も必要。除却した時には削除必要。

○現在、請求があった場合、特定行政庁である当市の窓口において書面で建築計画概要書を閲覧させており、閲覧請求者は窓口へ出向く必要がある。その窓口対応についても書面での対応が事務の負担となっている。さらに、指定確認検査機関より提出される建築計画概要書はすべて紙ベースのため、その概要書を管理する台帳作成を手作業にて入力しなければならない。建築計画概要書の写しの交付をする場合は、当市の情報公開条例にて手続きをしており、年間の対応件数が多く事務負担が大きい。また、昭和 58 年以降の建築計画概要書の保管場所にも苦慮している。統一的な電子システム整備と基準を示した閲覧オンライン化を実施することで、これらの事務負担を軽減したい。

○現在、請求があった場合、限定特定行政庁である当市の管轄する物件（建築基準法第6条第1項第4号物件）は当市の窓口において、当市の権限に属さない建築物（同項第1・2・3号建築物）は県（土木センター）の窓口において、それぞれ書面で建築計画概要書等を閲覧させている。管轄がまたがる場合、閲覧請求した業者等は、管轄する特定行政庁である市と県それぞれの窓口に出向く必要があり、苦慮しているという実態である。また、現在、当市が他の特定行政庁（県）の閲覧対象書類を閲覧する場合、メールで送付してもらうなどの対応を行っているが、PDF 化への対応等、双方にとって負担となっている。

○閲覧に関する個人情報のマスキングについて同様に苦慮している。

○当市においては、建築計画概要書等のWEBによる閲覧に向け、令和7年度の既存システム改修を検討しているが、個人情報のマスキング処理の必要性等が課題となっていることから、当市としても統一的な基準等を示していただきたいと考えている。

○各地方公共団体で定めている関連条例に適応可能なシステムの構築が必要。

○建築計画概要書等をオンラインで閲覧可能とすることは、当市（特定行政庁）としてもデジタル化の推進における一つのテーマであると認識。その上で、全世界的に閲覧が可能となるオンライン（インターネット環境）において、個人情報のマスキング箇所や閲覧対象書類、利用者の身元確認の程度、閲覧数の上限等については、特定行政庁ごとに取り決めるべきものでなく、建築計画概要書等の「閲覧制度」としての統一的なルール決めを要するものとする。

○令和4年度に包括外部監査において建築概要書のWEB閲覧について指摘がされており、対応する方向で検討を進めている。提案団体での支障事例としても挙げられているが、閲覧のオンライン化を行うに当たって、印影、電話番号など個人情報等のマスキング箇所や、閲覧対象書類、利用者の身元確認の程度、閲覧数の上限などの判断に苦慮することになる。

各府省からの第1次回答

建築計画概要書等の閲覧に関して、オンラインでの閲覧に適した様式含め、統一的な電子システムの整備の実現可否につき、課題を把握してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各特定行政庁の建築計画概要書等を一括して閲覧可能とする統一的な電子システムの整備が実現すると、行政の事務負担軽減につながるだけでなく、業者等の閲覧請求者についても市や県の窓口に行く必要がなくなり、住民サービスの向上にもつながると考える。

現に先進都市においては、オンライン化に至っていることを踏まえて、オンライン化に係る課題等を把握するとともに、統一的な電子システムの導入について前向きかつ迅速に検討いただきたい。

あわせて、閲覧のオンライン化に当たっての個人情報等のマスキング処理に係る取扱いについても統一的な基準を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

現在、建築基準法に基づく各手続に係るオンライン化の検討を進めているところであり、建築計画概要書等の閲覧に関する統一的な電子システムの整備及び閲覧のオンライン化に当たっての個人情報等の取扱いの整理についても、こうした取組の中で検討してまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

（2）建築基準法（昭25法201）

（v）建築計画概要書等の書類の閲覧（93条の2）については、建築基準法に基づく各手続のオンライン化に係る検討の中で、電子システムを整備することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、閲覧のオンライン化に当たり、個人情報の取扱いを整理することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	5	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	5)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システムにおいて支出の請求に係る手続を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金に係る支出の請求手続について、社会資本整備総合交付金システムで対応できるようシステムの改善を求める。

具体的な支障事例

社会資本整備総合交付金について、現在、交付決定に至るまでの手続については社会資本整備総合交付金システム(SCMS)上で行うことが可能であるが、支出の請求手続については、当該システムは対応していない。そのため、当市では請求書を別途作成し、当該システムに記録された交付金要求額等と突合を行っている。これに加え、交付申請書や交付決定通知書など関係書類を当該システムからダウンロードし、原本証明を行った上で必要書類を全て揃え、県に提出している。当該システム内には交付申請書等のデータが記録されているにもかかわらず、請求手続の際には必要書類を全て添付し別途送付しなければならず負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に支出の請求手続に係る機能を追加することにより、当該システム内で手続が完了するため、請求書の作成、交付申請書及び交付決定通知書等の添付並びに原本証明が不要となり、作業の効率化や添付ミスが防止できると考える。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、さいたま市、川崎市、相模原市、津島市、寝屋川市、兵庫県、東温市、熊本市

○SCMS については、操作性や分かりやすさの点で問題が多いと思われる。
○国費請求について、支出負担行為官が県となっており、提案団体と同様の支障を感じている。本提案が実現

すれば、県の労力も緩和されると考えられる。

○社会資本整備総合交付金について、現在、交付決定に至るまでの手続については社会資本整備総合交付金システム(SCMS)上で行うことが可能であるが、支出の請求手続については、当該システムは対応していない。そのため、当市では請求書を別途作成し、当該システムに記録された交付金要求額等と突合を行っている。これに加え、交付申請書や交付決定通知書など関係書類を当該システムからダウンロードし、原本証明を行った上で必要書類を全て揃え、県に提出している。当該システム内には交付申請書等のデータが記録されているにもかかわらず、請求手続の際には必要書類を全て添付し別途送付しなければならず負担となっている。社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に支出の請求手続に係る機能を追加することにより、当該システム内で手続が完了するため、請求書の作成、交付申請書及び交付決定通知書等の添付並びに原本証明が不要となり、作業の効率化や添付ミスが防止できると考える。

○請求手続についても社会資本整備総合交付金システムで対応できるように改善がなされれば、作業の効率化や添付ミスが防止できると考えるが、そのためには交付申請時から請求時まで情報が連動している必要があり、なるべく入力作業が少なくなるようなかたちで改善する必要がある。そもそも現在のシステム自体を使いやすく改善する必要があると考える。

○市町村から提出された請求書等の書類内容チェックにかなりの時間を要している。請求手続にかかる機能追加により、書類の記載内容が一定担保されるため、チェック項目・ミスが減ることで、作業の効率化が期待できる。

○左記の改善をすることに賛同するが、現行の請求手続システム(ADAMS)は残して欲しい。既存の手続方法を残しつつ、左記のシステム改修をすることを条件に賛同する。

○現在は請求書等の送付はメールや紙が基本となっているため、システム改善が行われるのは事務の効率化につながると思う。ただし、システム化することで決裁手続に日数を要することも考えられるため検討が必要な可能性がある。(交付申請から交付決定までの標準処理期間 30 日)

各府省からの第 1 次回答

支出の請求手続に関して、県に対する請求書の作成、原本証明等の作業は申請主体である地方公共団体と都道府県の間で実施されている業務であり、各都道府県によって手続方法が異なる業務について、社会資本整備総合交付金システムで対応することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

支出の請求に係る手続については、煩雑で入力作業について誤りが発生しやすいことなどから負担を感じている。このため、各都道府県によって手続方法が異なる社会資本整備総合交付金の請求手続業務を統一化し、社会資本整備総合交付金システムにおいて、支出の請求に係る手続が可能となるよう、引き続き検討をお願いしたい。

システムでの請求手続が困難な場合は、金額等の突合に係る事務負担が軽減することから、システムから交付決定金額等入力された状態で請求書を印刷し、手続きできるよう、システムの改修を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

都道府県と市町村との間の請求手続については網羅的に把握していないが、各都道府県が自主的に手続方法を定めている業務であり、また、当交付金に限らず、様々な分野で発生しているものであるため、国土交通省において様式を統一することは困難である。

また、負担割合が国、都道府県、市町村で混在している場合、国は市町村と都道府県の間で取り決めた負担割

合を把握できないことから、市町村から都道府県への請求額が判明しない場合もあるため、請求書の作成をシステム化することも困難と考えられる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	6	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	6)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

新潟県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、沖縄県、全国知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みについて、オンラインによる申込みを早期に可能とするとともに、都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

建築基準適合判定資格者検定の受検申込みについては、現在、書面のみで行われている。また、申込みは、都道府県を経由して行うこととされており、当該事務は法定受託事務とされている(建築基準法施行令第8条の2)。このため、受検者は、都道府県の窓口において申込書の交付を受けるか、申込書を郵送により取り寄せた上で、都道府県が指定した申込方法(郵送等)により提出する必要があり、負担となっている。また、受検申込書の交付及び受付期間はそれぞれ約一週間という短期間で設定されており、受付処理後の国への郵送期限も余裕が少ないため、受検者及び都道府県の双方が対応に苦慮している。これに加え、二級建築基準適合判定資格者検定制度が新たに創設されるところ、事務負担の増加が懸念される。

また、構造計算適合判定資格者検定の受検申込みにについても、都道府県を経由して行うこととされている(建築基準法施行令第8条の5第2項)。

構造計算適合判定資格者検定については、建築基準法第5条の5に基づく指定構造計算適合判定資格者検定機関が実施しており、都道府県経由事務は生じていないものの、当該機関が行っている事務について国が代わって自ら実施する事態が生じた場合には、都道府県が経由事務を行うこととなり、建築基準適合判定資格者検定における事務負担と同様の負担が発生することが懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

受検者からは、受検申込書の交付・受付期間がタイトなことに加えて、「実務経歴」欄等の記載事項が多いことから、オンラインでの申込みを希望する声が当県に寄せられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受検者においては、受検申込みのための都道府県の窓口への来庁、郵送による申込書の取り寄せや提出をする必要がなくなり、負担が軽減される。また、オンラインによる申込みが可能となれば、書面と比較し短時間で記入でき、かつ、修正も容易であるため、利便性が向上する。

都道府県においては、対面による受検申込みの対応や受検申込書の郵送等の業務が不要となり、事務負担が軽減される。

根拠法令等

建築基準法第5条、第5条の4
建築基準法施行令第8条の2、第8条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、神奈川県、富山県、浜松市、鳥取県、岡山県、福岡県

○当県では、申込の申請は原則郵送のみとしているが、郵送は日数を要することもあり、承知で窓口申請される方も少なくない。その場合、通常の進達事務のみならず、窓口対応もあり、都度、本来業務の中断を余儀なくされるほか、申込書のチェックや不備があった場合に申込者に連絡するなど、想定以上の事務量が生じている。
○当県では、県を経由することで、新たに建築主事資格を取得した職員を把握している。国・地方整備局から、受験者の情報が得られるようにしてほしい。

各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止に関し、体制等現在の事務の実施状況等も含め、その実現可否について検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、当県が求めている受検申込のオンライン化についての言及がないが、オンライン化は受検者の負担軽減及び利便性向上に資するものであり、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システムに係るオンライン決済サービスの提供等業務調達仕様書」内においても、両資格が令和7年度以降に当該システムに掲載を見込む主な資格等として取り上げられていることから、令和7年度を目途に早期実現をお願いしたい。
また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次地方分権一括法）」（令和3年法律第44号）により、一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務が廃止されたことから、本提案も同様に、実現に向け前向きに御検討いただきたい。
以上を踏まえ、受検申込のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止について、今後の具体的な検討の内容及びスケジュールについて御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。
地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度以降にデジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」を利用した受検申込みのオンライン化を可能とすることを見込んでおり、オンラインによる受検申込みについては都道府県経由事務を廃止する方向で検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(2)建築基準法(昭 25 法 201)

(iii)建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込み(施行令8条の2及び8条の5第5項)については、以下のとおりとする。

- ・国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申込みを可能とするよう必要な取組を進める。

- ・国家資格等情報連携・活用システムの状況を踏まえつつ、都道府県経由事務の廃止について検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	7	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	7)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

新潟県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、沖縄県、全国知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等について、オンラインによる申請等を早期に可能とするとともに、都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等については、現在、書面のみで行われており、また、申請等に係る国への書類の提出及び国からの書類の交付は都道府県を経由して行うこととされている(建築基準法第77条の63及び第77条の66第2項)。
このため、申請等を行う者にとっては、都道府県の窓口に来庁して申請等を行うか、申請等の書類を都道府県に郵送する必要があるが、オンラインと比較すると交付までに時間を要する。都道府県にとっては、申請等に係る国への書類の提出及び国からの書類の交付に係る郵送等の業務が負担となっている。
これに加え、建築基準適合判定資格者の登録申請等については、二級建築基準適合判定資格者検定制度が新たに創設されること、登録申請等に係る事務についても負担の増加が懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等を行う者においては、都道府県の窓口への来庁や申請等の書類の郵送が不要となることで負担が軽減されるとともに、より迅速に登録証の交付等を受けることが可能となることから、利便性も向上する。
また、都道府県においては、対面による申請等への対応や地方整備局又は北海道開発局への申請等の書類の郵送等の業務が不要となり、事務負担が軽減される。

根拠法令等

建築基準法第77条の63、第77条の66

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、神奈川県、富山県、浜松市、鳥取県、岡山県、福岡県

○窓口の申請によるため、本来の業務が中断されることや、申込書のチェック、不備訂正の対応が必須であり、地方整備局への送付、登録証の交付などの事務処理は、多いものとする。

○当県では、県を経由することで、新たに建築主事資格を取得した職員を把握している。国・地方整備局から、登録者の情報が得られるようにしてほしい。

各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止に関し、体制等現在の事務の実施状況等も含め、その実現可否について検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、当県が求めている登録申請等のオンライン化についての言及がないが、オンライン化は登録申請等を行う者の負担軽減及び利便性向上に資するものであり、デジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システムに係るオンライン決済サービスの提供等業務調達仕様書」内においても、両資格が令和7年度以降に当該システム搭載を見込む主な資格等として取り上げられていることから、令和7年度を目途に早期実現をお願いしたい。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次地方分権一括法）」（令和3年法律第44号）により、一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務が廃止されたことから、本提案も同様に、実現に向け前向きに御検討いただきたい。

以上を踏まえ、登録申請等のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止について、今後の具体的な検討の内容及びスケジュールについても御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。

地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

各府省からの第2次回答

令和7年度以降にデジタル庁の「国家資格等情報連携・活用システム」を利用した登録申請のオンライン化を可能とすることを見込んでおり、オンラインによる登録申請については都道府県経由事務を廃止する方向で検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

（2）建築基準法（昭25法201）

（ii）建築基準法に基づく建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等（77条の63及び77条の66第2項）については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる申請等を可能とするとともに、令和7年中に都道府県知事の経由を要しないこととする。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	30-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	30)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の公用請求削減のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大とその周知

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。
また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務は住民基本台帳法における別表で規定されており、別表に記載されていない事務については各市区町村等に対する公用請求により情報を取得する必要がある状況。

【支障事例、制度改正の必要性】
当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから(請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件)、円滑な事務執行の支障となっている。
公用請求の中には対象者の最新住所を調査する趣旨の案件も少なくなく、住民基本台帳ネットワークシステムの利用による情報取得で事足りるにもかかわらず、住民基本台帳法別表に当該事務の記載がないことにより各機関は市区町村等に公用請求による情報取得をせざるを得ないという実態がある(例:更生保護法第30条、河川法第75条及び第77条、道路運送法第4条及び第38条を根拠とする事務等)。

【支障の解決策】
以下の解決策を提案する。
・現状の国の機関や市区町村等の事務の実態に即して、住民基本台帳法別表の見直しを行う。
・国の機関や市区町村に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4情報の取得が可能である旨の周知を行う。
上記により、住民基本台帳ネットワークシステム利用拡大のための門戸を広げることができ、その周知により住民基本台帳ネットワークシステムの利用促進を図ることができることから、支障の解決に寄与するものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能な事務が拡大され、公用請求自体の件数が減少することにより、公用請求に対応する各市区町村の事務負担の軽減に寄与するものとする。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した情報取得が可能な事務が拡大されることにより、各機関が公用請求を行う事務負担及び郵送等に係る期間及び費用が軽減され、各機関の負担軽減にも繋がるものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 9、第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12、第 30 条の 15、第 30 条の 23、第 30 条の 28、第 30 条の 30

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、福井市、上田市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、城陽市、西宮市、安来市、東温市、南国市、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

○公用請求については書類の審査、発行、照会、交付と手順を経て対応しているところであるが、利用可能な事務が拡大されることにより当課の対応にかかる事務が軽減されるだけでなく、担当部署においても当課からの交付を待つことなく自庁において処理を進めることが可能となり、双方にメリットがあると考えられる。

○当市では、年間約 15,000 件の住民票等の公用申請を受理しており、その処理に多くの時間を要していることから、円滑な業務執行の支障となっている。

○当市では 46,000 件超の公用請求を処理しており、多くの時間を要していることから円滑な事務執行の支障となっている。公用請求の中には対象者の住所の調査も多く、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能になれば、処理件数も削減でき、請求する側もされる側も業務の効率化が図られる。

○当市においても、住民基本台帳関係の公用請求が年間約 1 万件あるため、事務が逼迫している。

各府省からの第 1 次回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。

また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案が実現した場合、当市が具体的な支障事例として挙げた複数の事務だけでなく、他分野においても影響を受ける事務があるものとする。住基ネットの利用範囲の拡大が可能な事務について、分野横断的な調査及び検討を求める。

また、全国で住民票の公用請求が多量に行われることにより事務執行上の負担となっている原因が①法（住基法別表の記載が実情と乖離していること）にあるのか、②情報取得において住基ネットが活用できることを事務側が知らないことにあるのか、③住基ネットを利用できる端末導入が進んでいないことにあるのか、の分析が必要であるとする。本提案は喫緊の対策として、上記のうち①及び②にアプローチするものであるが、①～③のうちどこに真因があるか分析を行った上での施策検討を求める。

さらに、住基ネットを利用可能な機関に対する住基ネットの利用の徹底に関する通知については、できるだけ早期に行うことを求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

住基ネットの利用拡大については、分野横断的な見直しに向けて調査を行うこととされており、本提案も含め、見直しの実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省庁や地方自治体に対する悉皆的な調査の結果（新たに住民基本台帳法別表に追加することを想定している事務等）をお示しいただきたい。

住基ネットの利用対象事務を拡大するに当たり、費用対効果について検討する際は、単に金銭的な多寡だけでなく、公用請求を必要とする行政手続等の処理期間の短縮といった政策的な効果も踏まえ、判断すべきではないか。

現在、住民票の写しを必要としている事務において、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報を確認している場合には、当該事務を行う上で真に必要な情報を精査する必要がある。

その上で、本人確認情報で足りるものは住基ネットの利用を原則とすべきではないか。

住基ネットの利用拡大に当たり、個人情報保護・セキュリティの面についても問題が生じないように万全を期していただきたい。

住基ネットの利用の徹底について通知を行う時期をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

住基ネットの利用範囲の拡大については、各省庁や自治体に対する調査の結果及び関係省庁との調整結果を踏まえ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）別表に規定する対象事務を追加する改正を行う。なお、対象事務の追加の検討に当たっては、制度所管省庁に対し、住基ネットの利用事務を追加する場合に要する費用の逓減方策や、住基ネットで取得可能な本人確認情報以外の情報についてはマイナンバー制度の情報連携により取得可能な場合があることを併せて説明し、真に必要な情報の精査を行った上で検討を行うよう求めている。その上で、新たに住基ネットを利用可能となる事務に係る機関については、住基ネットの利用に当たり「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成14年総務省告示第334号）及び「住民基本台帳ネットワークシステム等のセキュリティ対策に関する指針」等に基づき適切な対応を行うよう改めて周知する。

また、既に住基ネットを利用可能となっている事務については、各機関に対し、住基ネットの利用を徹底するよう令和6年度中に通知を行う。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【総務省(12)(イ)】【法務省(8)(イ)】【財務省(5)】【厚生労働省(38)】【農林水産省(7)】【経済産業省(3)】【国土交通省(8)】【環境省(2)】

住民基本台帳法（昭42法81）

以下に掲げる場合等については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム（以下この事項において「住基ネット」という。）から本人確認情報の提供を受けることができるものとする。また、既に住基ネットが利用可能な事務については、住基ネットの利用を徹底するよう、関係機関に令和6年度中に通知する。

- ・地方自治法（昭22法67）に基づき、地方公共団体が債務者に対する徴収に関する事務を処理する場合
- ・電気通信事業法（昭59法86）に基づき、総務省が電気通信事業を営もうとする者による届出に関する事務を処理する場合
- ・恩赦法（昭22法20）に基づき、法務省が恩赦の上申に関する事務を処理する場合
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平15法110）に基づき、法務省が精神保健観察のための調査に関する事務を処理する場合
- ・不動産登記法（平16法123）に基づき、法務省が地図の備付けに関する事務を処理する場合
- ・更生保護法（平19法88）に基づき、法務省が保護観察のための調査に関する事務を処理する場合
- ・法務局における遺言書の保管等に関する法律（平30法73）に基づき、法務省が遺言書の保管に関する事務を処理する場合
- ・関税法（昭29法61）等に基づき、財務省が関税等の徴収に関する事務を処理する場合

- ・とん税法(昭 32 法 37)等に基づき、財務省がとん税等の徴収に関する事務を処理する場合
- ・児童福祉法(昭 22 法 164)に基づき、指定都市等が小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
- ・社会福祉士及び介護福祉士法(昭 62 法 30)に基づき、都道府県が、介護業務における喀痰吸引等の特定行為(同法附則 10 条1項)を行うために必要な認定証の交付に関する事務を処理する場合
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平 26 法 50)に基づき、指定都市が指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務を処理する場合
- ・家畜改良増殖法(昭 25 法 209)に基づき、都道府県が家畜人工授精所の開設の許可に関する事務を処理する場合
- ・農地法(昭 27 法 229)に基づき、農業委員会が農地所有適格法人でなくなった法人に係る買収すべき土地の所有者の探索に関する事務を処理する場合
- ・遊漁船業の適正化に関する法律(昭 63 法 99)に基づき、都道府県が遊漁船業者の登録に関する事務を処理する場合
- ・畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令3法 34)に基づき、都道府県が畜舎建築利用計画の認定に関する事務を処理する場合
- ・商品先物取引法(昭 25 法 239)に基づき、農林水産省及び経済産業省が商品先物取引業者の許可の更新に関する事務を処理する場合
- ・採石法(昭 25 法 291)に基づき、都道府県が採石業者の登録に関する事務を処理する場合
- ・砂利採取法(昭 43 法 74)に基づき、都道府県が砂利採取業者の登録に関する事務を処理する場合
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(平 14 法 87)に基づき、都道府県等が使用済自動車の引取業者の登録に関する事務を処理する場合
- ・海難審判法(昭 22 法 135)に基づき、国土交通省が海難審判に関する事務を処理する場合
- ・船員職業安定法(昭 23 法 130)に基づき、国土交通省が船員派遣事業の許可に関する事務を処理する場合
- ・道路運送法(昭 26 法 183)に基づき、国土交通省が旅客自動車運送事業を休止し、又は廃止しようとする旨を届け出るべき者の調査に関する事務を処理する場合
- ・道路運送車両法(昭 26 法 185)に基づき、国土交通省が自動車特定整備事業の認証に関する事務を処理する場合
- ・土地区画整理法(昭 29 法 119)に基づき、国土交通省等が土地区画整理事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・自動車損害賠償保障法(昭 30 法 97)に基づき、国土交通省が、保障事業によって自動車事故の被害者に損害を補填した場合において、本来の損害賠償責任者に対して行う求償に関する事務を処理する場合
- ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭 33 法 98)に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・新住宅市街地開発法(昭 38 法 134)に基づき、地方公共団体等が新住宅市街地開発事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭 39 法 145)に基づき、地方公共団体が工業団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・河川法(昭 39 法 167)に基づき、国土交通省等が河川法違反者等に対して行う監督処分に関する事務を処理する場合
- ・流通業務市街地の整備に関する法律(昭 41 法 110)に基づき、地方公共団体等が流通業務団地造成事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・都市再開発法(昭 44 法 38)に基づき、地方公共団体等が市街地再開発事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・新都市基盤整備法(昭 47 法 86)に基づき、地方公共団体が新都市基盤整備事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭 50 法 67)に基づき、地方公共団体等が住宅街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9法 49)に基づき、地方公共団体等が防災街区整備事業の施行に関する事務を処理する場合
- ・土壌汚染対策法(平 14 法 53)に基づき、都道府県等が土地所有者等に対して行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に係る調査の命令に関する事務を処理する場合

4【デジタル庁(16)】【総務省(14)】【農林水産省(8)】

住民基本台帳法(昭 42 法 81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

以下に掲げる場合については、公用請求又は住民票の写しの提出の省略を可能とするため、住民基本台帳ネ

ットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとするとともに、情報提供ネットワークシステムを使用して必要な情報の提供を受けることができるものとする。

・家畜改良増殖法(昭 25 法 209)に基づき、都道府県が家畜人工授精師の免許に関する事務を処理する場合

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	43	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	43)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システムによる申請手続等の改善

提案団体

愛媛県、山形県、栃木県、広島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、各申請手続に係る入力に当たり、過去に入力したデータの反映やエラーチェック機能を備え、現時点の処理状況を申請一覧から確認できるよう改修を行うこと。あわせて、同システムに係るマニュアルについても、初任者でも利用しやすいよう、事務手続(システム)の一連の流れ(処理)を記載したフロー図を追加し、マニュアルの説明文にある添付資料の名称にイメージ図を追加するなど、改善を図ること。

具体的な支障事例

交付申請等のシステム入力にあたり、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力しているが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等のデータはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されず、再度入力が必要となっており、過去のデータ入力に再度時間を要するとともに、再度入力した数値等に誤りがないか、エラーチェック機能がなく、自動計算機能もないため、電卓による確認を行う必要があるなど、作業効率が悪い仕様となっている。

また、申請等の完了までに複数のステップで入力する必要があるが、現在どのステップにあるのかが、申請一覧から別画面を開いて市町から国まで申請を図示したフロー図を確認する必要があり、画面表示からも非常に分かりにくく、作業効率が悪い。

さらに、システム上のマニュアルはあるものの、解釈・手順等が不明な箇所もあり、担当者が変わった場合や市町担当者への指導にあたり、システムの一連の流れ(処理)を理解するには困難なものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

システム改修により、過去に入力したデータが反映される又はエラーチェック機能が加わることにより、入力等に係る事務作業が省力化・効率化され、入力誤りが減少するとともに、異なる業務に時間を充てることができるようになる。

また、人事異動などで担当者が変更になっても、マニュアルを改訂することで、システムの入力作業がマニュアルに沿って行えるようになる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、秋田県、秋田市、郡山市、千葉県、荒川区、川崎市、相模原市、横須賀市、海老名市、富山県、浜松市、名古屋市、津島市、刈谷市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、奈良県、広島市、熊本市

○打ち直しの手間が生じているなど、改善の余地があることから必要と考える。
○特に、年度明けに行う早着申請においては、期限が4月中とされており、年度当初の事務等で繁忙となるタイミングのため、負担が大きい。
○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、各申請手続に係る入力に当たり、過去に入力したデータの反映やエラーチェック機能を備え、現時点の処理状況を申請一覧から確認できるよう改修を行うこと。あわせて、同システムに係るマニュアルについても、初任者でも利用しやすいよう、事務手続(システム)の一連の流れ(処理)を記載したフロー図を追加し、マニュアルの説明文にある添付資料の名称にイメージ図を追加するなど、改善を図ること。システム改修により、過去に入力したデータが反映される又はエラーチェック機能が加わることで、入力等に係る事務作業が省力化・効率化され、入力誤りが減少するとともに、異なる業務に時間を充てることができるようになる。また、人事異動などで担当者が変更になっても、マニュアルを改訂することで、システムの入力作業がマニュアルに沿って行えるようになる。
○SCMSのマニュアルを見ると各フローで入力できる項目が指定されているが、それが実際のSCMS画面と異なる場合がしばしばあるため、作業に支障をきたしている。またSCMS画面ではクリックをするまでどの欄が編集可能かが全く分からないので、視覚的に編集可能な欄と編集不可の欄がわからず、記入すべき欄に漏れなく記入できたかが判別しづらくなっている。
○システム自体が非常に分かりにくく、作業効率が悪い仕様となっていることからシステムの改修が必要であると考える。
○現行システムは、システム入力にあたって作業効率が悪く作成に時間を要することが支障となっている。
○入力した数値のエラーチェック機能が備わっていないため、確認作業にかなりの時間を要している。また、マニュアルもフロー図を用いることで理解が容易になり、作業効率の向上が期待される。
○過去の申請を流用するなど入力する事務量を減らせるようなシステム改修を希望する。

各府省からの第1次回答

社会資本整備総合交付金システムの申請手続等の改善については、地方公共団体の皆様から改修要望をいただいております。順次改修を進めているところである。
ご指摘のエラーチェック機能については、地方公共団体のご要望を踏まえ、令和6年3月のシステム改修により完了実績報告業務において機能追加を行っている。
また、マニュアルについても、現時点で手続のフロー図を掲載しており、令和6年3月にはSCMSを初めて使う方向けに各業務入力における留意点、入力時の操作方法について説明したマニュアルを作成したところである。
引き続き、地方公共団体の意見も踏まえつつ、システムの改善等に努めて参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システムを順次改修いただいた中で、使用感が向上してきたと感じている。しかし、改修いただいた機能についても、なお改善の余地が残っていると考え。具体的には、令和6年3月に機能追加いただいたエラーチェック機能を完了実績報告以外の他業務に追加することや、既存の相関チェック機能におけるエラーチェック機能ではエラーに気づかないこともあることから当該エラーチェック機能をより充実した機能へ改修することを検討いただきたい。
また、完了実績報告業務において過去に入力したデータの反映が一部可能となったが、それ以外の部分についても過去のデータを反映させる余地が残っていると考えるので、引き続きシステムの改修を検討いただきたい。例えば、完了実績報告業務において、各年の「事業費計」及び「交付額」を反映していただきたい。
マニュアルについても順次追加や改善を行っていただいているが、入力した数値がシステム内のどこの数値と突合していればよいのかが一見して判読しづらいことから、マニュアル内で割り振られている番号を用いて、ど

の番号とどの番号を突合する必要があるのか一見して分かるようマニュアルを継続的に改善していただきたい。引き続き、地方公共団体からの要望を聴き取り、ユーザーフレンドリーなシステム・マニュアルの改善を求めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

完了実績報告の執行事業費(B)等、過去に報告済みのデータを反映するなど、地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう引き続きシステムの改善の検討を願いたい。

また、既存のマニュアルでは初心者向けとはいえないため、マニュアル更新の他にシステムに関する問い合わせ先(電話番号、メールアドレス等)をホームページのTOP画面に明記することも検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

社会資本整備総合交付金システムの申請手続等の改善については、地方公共団体の皆様から改修要望をいただいております。順次改修を進めているところである。

御指摘の作業効率の向上に資するエラーチェック機能等については、機能の充実化を進めてまいります。

完了実績報告業務における「事業費計」は、工事費等の合計額が自動入力される項目である。年度終了実績における事業費の合計額を完了実績総括表に反映する仕組みとしており、この完了実績総括表の額と完了事業箇所別精算額表の合計額との間で齟齬がないかエラーチェックを行っていることから、過去の情報を反映させることは適切でないと考えている。

また、「交付額」については、年度終了実績報告において入力しない情報であるため、過去の情報は反映せず、完了実績総括表の交付金額と完了事業箇所別精算額表の間でエラーチェックを行っている。

引き続き、地方公共団体の意見も踏まえつつ、システム・マニュアルの改善等に努めてまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(17)社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金システムにおける申請手続等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、以下の措置を講ずる。

・入力誤りを防止するため、令和6年度中に当該システムを改修し、帳票プレビュー機能及び過去に入力した情報の自動転記機能を追加する。

・当該システムをより活用しやすくするため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室)を改訂し、令和7年中に地方公共団体に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	60	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	60)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

自動車登録手続へのマイナンバーの活用等

提案団体

埼玉県、東京都

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

令和5年6月9日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法に規定されている変更登録だけでなく新規登録など全ての自動車登録手続におけるマイナンバーの活用を早期に実現すること。
自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーを追加することにより、都道府県が抹消登録等に伴う自動車税(種別割)の還付手続において、公金受取口座を活用できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

現状では、自動車の抹消登録手続等により自動車税(種別割)に還付が生じた場合、納税者は都道府県が送付する送金通知書を金融機関の窓口を持参して受け取る必要がある。
これは自動車税の課税のために国土交通省から提供される自動車登録ファイルの情報にマイナンバーが紐ついていないことなどにより、都道府県では、口座情報が把握できないためである。
納税者の利便性を向上させるため、全ての自動車登録手続へのマイナンバーの活用を早期に実現し、自動車税の還付においても公金受取口座の活用を進めるべきである。
※当県における令和4年度自動車税(種別割)還付金実績:約 17 万件、約 29 億円

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自動車税については、現状、納税者が送金通知書を金融機関に持参して還付金を受け取らなければならないことから、不便だとの声を多くいただいている。
また、金融機関においても令和5年 11 月には手形交換所が廃止され、電子交換所に移行するなど DX の取組が加速しており、都道府県が送付する送金通知書による還付金の支払業務の負担が大きいとの意見をいただいている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、県民の負担軽減・利便性向上及び行政事務の効率化につながる。
また、将来予定されている納税通知書の電子化には課税情報とマイナンバーの紐付けは必要不可欠であり、それに向けた紐付け作業の効率化に寄与できる。
当取組については、既存課税事績に係る紐付け作業の効率化に向けた対応が依然として残るものの、デジタル社会の基盤として個人番号(マイナンバー)を活用する国の方針にも合致している。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による改正後の行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、別表1、道路運送車両法第22条第1項、第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、島根県、鹿児島市

○当県における自動車税種別割隔地払件数:12,000～13,000件／年

各府省からの第1次回答

自動車登録ファイルに記載されている事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第22条第1項の規定により何人も交付を請求できるものであり、特定個人情報であるマイナンバーをその中に含めることは適切ではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、マイナンバーをはじめとするデジタル共通基盤に係る取組の強化・加速という国の方針にも合致するものであり、膨大な件数が発生する自動車税の還付手続において、還付に要する期間の短縮など納税者の利便性の向上に大きく資するものである。

特定個人情報であるマイナンバーの取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という)」第19条において、その提供の制限が規定されており、この規定を道路運送車両法第22条第1項の「登録事項等証明書」においても適用した上で、番号法で規定する「個人番号利用事務実施者」、「個人番号関係事務実施者」以外の者に対しては「登録事項等証明書」上でマイナンバーを非表示にする等の対応により、回答で示された問題点である特定個人情報の漏洩に当たらないと解釈できるものであると考える。

よって、本提案について再度前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国土交通省の窓口における自動車登録申請時に自動車税の課税という別の目的のためにマイナンバーを取得することや、自動車登録ファイルの管理に不必要なマイナンバーを保有することは、個人情報の取扱いを必要最小限とする観点からも適切ではないと考える。

なお、国土交通省としては、自動車登録手続の際、申請者は都道府県税事務所において自動車税を申告納付しているものと認識しているが、各自治体において課税事務上必要と判断される情報については、当該申告の際に取得することを御検討いただきたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	69	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	69)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みの構築等

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

自動車登録時の税申告・審査手続の円滑化を図るため、自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みを構築すること。また、上記の措置が執られるまでの間は、自動車検査証記録事項の交付措置期間を延長すること。

具体的な支障事例

【現行制度及び支障事例】
自動車税の種別割及び環境性能割に係る申告は、申告者が自動車の登録手続の際に併せて行うものであり、申告者は自動車検査証(以下「車検証」という。)の記載情報を基に申告書の作成を行うが、その大部分は手書きにより作成されている。
地方公共団体は、申告書受付時に車検証により登録情報を確認し、課税要件や適用税率等の審査を行っている。
令和5年1月から車検証の電子化が始まり、従来の車検証の記載事項の一部がICタグ内にデータとして格納され、国土交通省が配布する無料アプリによりICタグ内の情報を確認することとなったが、電子車検証の券面には申告に必要な事項が表示されておらず、電子車検証のICデータを読み取った上で、申告書の作成・審査することになった。この事務工程の追加により住民の申告及び地方公共団体の審査事務が従前より煩雑になり、円滑な受付業務に支障をきたしている。経過措置として従来の車検証の記載情報が記載された「自動車検査証記録事項」が交付されているが、令和7年12月までの時限措置となっている。
なお、国土交通省が保有する自動車登録ファイルの情報は地方公共団体情報システム機構を通じて各自治体に提供されるが、自動車登録の翌営業日以降の提供であることから、自動車税の申告書受付時の確認に用いることはできない。

【支障の解決策】
税申告窓口において、申告書に車検証情報を印字・出力するなどの申告手続支援が行えるよう、車検証データを運輸支局から地方公共団体(税申告窓口)へ即時提供する仕組みを構築する。また、環境性能割の課税要件の確認には、旧所有者等の情報も必要となる場合があるため、当該情報を車検証データと併せて提供する。
以上の措置が執られるまでの間、「自動車検査証記載事項」の交付期間を延長する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

代理申告を行う行政書士等から、IC車検証の導入に伴う税申告における利便性の低下や、「自動車検査証記録事項」の交付廃止後の懸念を訴える意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申告・審査に係る申請者及び地方公共団体の負担軽減・効率化に繋がる。

根拠法令等

地方税法第 160 条、第 177 条の 13

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川県、兵庫県、島根県、鹿児島市

〇令和3年7月20日に国土交通省が「自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」を公表し、運輸支局において支払う検査登録手数料と自動車重量税について、事前登録によるクレジットカードでの一括決済を実現した。

また、「それ以外の支払いについても、将来的に支払いの一元化をできるように目指す。」と明記され、それを受け地方税共同機構は自動車税についても今後の検討範囲内と想定し、窓口申請全体の業務・事務の見直しを見据え検討する可能性を示している。

自動車税の種別割及び環境性能割に係る申告は、自動車の登録手続の際に併せて行うものであり、全地方団体が共通する業務であることから、窓口申請全体の業務・事務の見直しを統一的に進めてほしい。それまでは、各地方団体が個別にシステム改修する必要を生じさせないために「自動車検査証記載事項」の交付期間を延長してほしい。

〇車検証電子化によって、申告書本人は情報を電子で確認できるが、申告窓口等で車検証を第三者がチェックしたい場合、閲覧時は「車検証閲覧アプリ」を使用しなければならず、電子車検証記載のパスワードを入力など、かえって手続の手間が増えてしまった。

現状の事務は「記録事項」に依存しており、このまま令和7年12月の「記録事項」廃止を迎えた場合、窓口事務の停滞が懸念されている。

提案県の意見の通り、車検証窓口へ運輸支局からの即時の情報提供が望ましい。

または、MOTASシステムの都道府県閲覧可能とする条件緩和や、車検証情報に毎回パスワードを入力する手間を除きアクセス可能とする機構の構築。

車検証閲覧アプリを介さずに自治体は車検証情報にアクセス可能とする等の是正措置を希望する。

あわせて、上記措置が執られるまでの間の「記録事項の」交付期間延長も提案県と同意見である。

〇当県においても同様の支障事例が生じており、申告・審査業務の負担軽減・効率化のため、自動車検査証情報等を即時提供する仕組みの構築と、自動車検査証記録事項の交付措置期間の延長が必要である。

各府省からの第1次回答

自動車検査証記録事項については、本年4月に各運輸支局・事務所において印刷端末を設置し、希望者が自ら印刷できることとしているが、ご提案のとおり窓口における配布を1年延長し、少なくとも令和8年末までとすることも検討したい。

なお、国土交通省では、令和5年1月の車検証電子化にあわせ、車検証 IC タグに記録された事項を閲覧可能な「車検証閲覧アプリ」を無料で提供しており、同アプリを使用することで、車検証データファイルのダウンロードも可能である。また、令和6年4月より、API を用いて車検証情報を電子的に取得する機能も措置し、地方公共団体においても活用していただいているところであるが、これらを徴税事務システムに連携することができれば、申請者が車検証情報を税申告書に手書きすることが不要となるため、導入を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、車検証データと旧所有者データの2つのデータについて、運輸支局から即時に提供を受けることにより、自動車税の申告書を自動的に作成し、かつ、県の税務基幹システムに課税データとして連携することで、申告者（申告手続）及び行政職員（課税業務）双方の負担軽減と事務効率化・ミス防止を目指すものである。提案の中で併せて要望している自動車検査証記録事項の交付の経過措置の延長は、システム開発期間等に充てるためのものであり、現状業務の維持や継続を目的とするものではない。

仮に、車検証閲覧アプリ又は API を利用したとしても、車1台ごと（車検証ごと）に「IC タグを読み取る」作業を要

するため、一連の申告手続における煩雑さは解消されない。また、申告書の作成及び課税要件の判定に必要であり、本提案の実現に欠かせない主要データの一つである「旧所有者に係る情報」について、そもそも取得できないことから、支障としている問題の解決に至らない点を御理解いただきたい。

現実として、車検証が電子化された以降も、自動車税事務所の窓口において、申告者が申告書を手書きで作成し、行政職員が記載内容を目視で確認する状況は全く変わっておらず、こうした状況が本提案により改善されることを望んでいる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

MOTAS 情報を各都道府県に即時連携するためには、MOTAS と外部システムの連携が必要であり、これにより外部システム経由で MOTAS がサイバー攻撃を受けることによる情報漏洩のリスクが高まる。さらに、アクセス集中によるサーバー・回線圧迫が発生した際には、システム障害のリスクが懸念される。MOTAS は行政基盤としてミッションクリティカルなシステムとしての安定的なサービス提供が必要不可欠であることから、これらのリスクを許容することは困難。

納税申告書に車検証情報を印字するという点については、先に回答した API を御活用いただくことによって実現することができると考える。

なお、車検証読み取り時のパスワード入力を省略することや、車検証閲覧アプリを介さずに車検証情報にアクセスすることは、システム面やセキュリティの観点から困難である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

（4）道路運送車両法（昭26法185）

自動車検査証の電子化に伴う経過措置として運輸支局等窓口で書面配布している「自動車検査証記録事項」については、令和7年末までとしている配布期間を必要に応じて延長するなど、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	121	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	121)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること

提案団体

水戸市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

景観法では、景観計画を策定又は変更(以下「変更等」という。)する場合、都市計画審議会(以下「都計審」という。)の意見聴取手続きを義務付けているが、計画変更等に際し、都市計画との整合を図るための措置が講じられる場合は当該手続きを不要とするよう見直しを求める。

【措置例(下記の措置は当市において既に実施)】

- ・条例で景観審議会(以下「景観審」という。)を設置して景観計画変更等の審議を行う場合、景観審に都計審の委員を構成員として加える
- ・都市計画担当部署と景観担当部署との間で十分な連携・調整を図る等

具体的な支障事例

【現行制度】

景観法の規定により、景観計画を変更等する場合は、都計審の意見を聴かなければならないとされている。

【支障事例】

景観審と都計審を両方設置する地方自治体では、景観計画の変更等にあたり、都計審の委員を景観審の構成員として加えた上での景観審における審議や、都市計画担当部署と景観担当部署の間での綿密な調整の実施など、都市計画との整合を図るための措置を講じることが合理的と考えられ、多大な人員と労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しい。

また、景観計画は、都計審の議論としては相応しくない内容が多い。例えば、必須記載事項である「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」のうち、景観形成基準で定める建築物の意匠の基準、色彩のマンセル値、アクセントカラーの使用可能割合等については、景観計画の基幹的内容かつ計画を参照する設計者等にとって関心の高い重要な内容であり、景観審の議論には相応しい一方で、都市計画や土地利用制限という観点からは軽微な内容であり、都計審において議論すべき論点が乏しく、形式的な開催となりがちである。

さらに、行政手続のバランスの観点からも不適切である。例えば、用途地域の変更など都市計画の重要な決定でも審議会は都計審を1回を開催すれば足りるが、景観計画の変更等の場合、内容が軽微なものであっても景観審1回と都計審1回の最低2回の審議会開催が必要になる。

【制度改正の必要性】

自治事務である景観計画の変更等にあたっては、プロセスを含め策定主体である地方自治体の意思と責任において主体的に決定していくことが地方分権の時代において望ましい。

平成16年の景観法施行以降、多くの地方自治体で景観条例制定・景観審設置が進んでおり、景観計画の変更等に際しては、新たに設置された景観審で活発で有意義な議論がなされているところ。

支障事例で挙げた内容は、各地方自治体が景観計画の変更等を行う際の負担であるとともに、景観計画の新規策定を躊躇する要因の一つとも考えられる。

今回の提案は、国土交通省が推進してきた景観行政の成果により、全国で景観条例の策定や景観審の設置等

が進み、景観計画の変更等において景観審が大きな役割を果たすようになってきた現況等を踏まえたうえで、効果的かつ効率的な見直しを求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

審議会開催に係る事務負担の軽減は、地方自治体において景観を取り巻く状況の変化等に即応した機動的かつ積極的な計画変更を可能とし、景観計画新規策定自治体の増加にも資するもの。
また、論点の乏しい形式的な都計審の開催の必要がなくなり、都計審委員にとっても負担の軽減につながる。
さらに、景観計画の変更等にあたり、景観担当部署において、都市計画と整合を図るための措置を主体的に検討することの契機になり、地方自治体の自主性及び自律性の向上にも寄与する。

根拠法令等

景観法第9条第2項及び同条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、八王子市、山梨県、浜松市、名古屋市、高松市、熊本市

○都市計画審議会に「意見を聴く（意見聴取）」こととされているが、都市計画審議会における具体的な意見の取扱いに苦慮している。景観計画特有の専門性の高い内容（例：色彩基準等）に対して、都市計画審議会委員から「都市計画マスタープランとの整合性を判断し難く、そこを景観審議会で判断されているのであれば、意見が述べ難い」などの感想があった。

○現行法は、景観計画の変更のうち、軽易なものであっても都市計画審議会への意見聴取が必要となるため、事務手続き上の負担が生じている。明らかに都市計画マスタープランとは関係ない部分（例：景観計画に掲載された他計画の名称や地域資源図の更新など）の変更であれば不要とすることができるようにするなど、除外規定の設定が望まれる。

○都市計画審議会に景観計画案を提示するにあたり、景観審議会における調査審議を経ることとなるが、審議結果によっては想定より多く景観審議会での調査審議を要することも考えられる。その場合、都市計画審議会開催のためのスケジュール調整を極めて短期間で行わなければならないが、開催要件である委員の過半数出席や会場の確保など開催に向けた調整に支障が生じることが予想される。また、景観計画で規定する内容は、都市計画や土地利用制限の観点からは軽微な内容であり、都市計画審議会において、色彩等に関する技術的議論が展開されるとは考えづらく、形式的な議論に終始することが想定される。さらに、当市では、景観審議会において、「特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる」という規程があり、都市計画審議会委員の出席も可能である。当市では、都市計画と景観を同一部署で担当しているため、連携・調整について問題はない。以上のことから、都市計画担当と景観担当の連携のもと、都市計画審議会での意見聴取という手続きを経なくても都市計画の視点を理解したうえでの景観計画の変更等は可能である。景観法による意見聴取手続きの義務付けは市町村にとって過大な負担となっており、撤廃を求めるものである。

○県の広域景観計画の対象地域にある市町村が、独自に景観行政団体となり、景観計画を策定する場合、県の広域景観計画対象から単純に抜ける等のケースが想定される。しかしながら、そういった都市計画審議会から意見を徴する意味合いが薄い内容による、計画修正等の場合においても、意見を徴することが求められていることから、実務上、必要と思われる事案について実施することができるような、事務手続き上の柔軟性等の検討は必要であると考えられる。

○景観計画の変更に時間を要すると、新基準の適用が遅れ、その間に建物が建ってしまうと、次に建て替わるまでの数十年間既存不適格状態となってしまう。そのため、迅速に適用する必要がある。当市では都計審と同時期に景観審を開催することとしているが、景観計画の変更を行う場合、景観審において聴取した意見を反映させようと思うと、同時期に開催する都計審に諮ることは困難であることから3～4か月先の次の都計審に諮るスケジュールを引かざるを得ず、機動的な変更が困難となってしまう。通常景観計画を変更する際には、景観審において専門部会を組織し十分な審議を経て進めることから、都計審への意見照会は法令上の手続き

に過ぎないものとなっているのが実態である。

○当市も景観審と都計審を両方設置している。昨年度の計画改定の際に景観計画改定専門部会を設置したが、提案団体同様、都計審の委員を景観審の専門部会の構成員として加えた。その後の都計審では、報告という位置付けで意見聴取を行った。景観計画の変更における都市計画との整合性の確認は、景観審(あるいは専門部会)に都計審の委員を組み込むことで十分事足りるため、多大な人員や労力を投入して別途都計審を開催する必然性は乏しいと感じる。

各府省からの第1次回答

景観法においては、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、景観計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしている。

なお、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、都市計画で定める内容との整合性の確保の観点から景観行政団体の判断が適切になされるよう、都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととしているとのことであるが、都市計画との整合性の確保という目的の達成手段としては、本市が提案した、都市計画審議会の委員を景観審議会の構成員として加えた上で景観審議会における審議を行うことや、都市計画担当部署と景観担当部署との間での綿密な調整を行うといった措置内容の方が、簡潔に目的を達成できるため合理的であると考える。

また、景観計画は都市計画ではないため、都市計画審議会の議を経ることまでは求めておらず、意見を聴くこととするにとどめているとのことであるが、都市計画審議会の「議を経ること」と「意見を聴くこと」、どちらでもあっても、都市計画審議会の開催に係る膨大な事務負担や都市計画審議会委員の負担は変わらない。さらに、計画行政を巡る大きな情勢変化として、国では、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を令和5年3月31日に閣議決定し、その中で、国・地方を通じて負担の適正化を図るため、計画等の手続は各地方公共団体の判断に委ねることとすることを定めている。そのため、各関係主体においては、今後の計画行政の推進に当たり同ナビゲーション・ガイドの趣旨や内容に沿って制度の見直しを進めることが必要な状況になっているところである。

これらを踏まえ、景観計画の策定又は変更に当たっては、都市計画との整合を図るための必要な措置が講じられることを条件として、当該手続を不要とするよう御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

「景観計画を策定又は変更しようとするときは」との記載により、輕易な変更であっても都市計画審議会の意見聴取が必要となる。このことについて、除外規定の設定や運用指針などの明示により、各自治体の判断により実務上の負担軽減が図れるような措置を求めたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの都市計画に直接関わるような内容変更は別として、他計画の名称や地域資源図、写真などの変更、最新データへの更新など、軽微な変更については、都計審への意見聴取を不要とする除外規定を求める意見も寄せられている。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガ

イド～」(令和5年3月閣議決定)において、「計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること」とされていることから、都市計画審議会の意見を聴くかどうかについて、地方自治体の判断に委ねるべきではないか。

都市計画に影響があるまちづくり施策全てにおいて都市計画審議会の意見聴取が必要とされているわけではなく、景観計画の軽微な変更等は意見聴取を不要とすることができるのではないか。

軽微な変更、都市計画に影響がないものなど、内容によって、都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。あるいは、都市計画審議会において景観審議会等の判断に委ねる項目を決め、当該項目については都市計画審議会の意見聴取を不要とすることはできないか。

意見聴取の方法として、都市計画審議会において受命した者に意見を聴くことや、書面・メールにより意見を聴くことなど、柔軟に対応できるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

景観計画の策定・変更に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的知見を踏まえつつ、議論等を行うことは、景観法運用指針(平成16年12月国土交通省、農林水産省、環境省)にも記載している通り、景観法の運用の観点から望ましいことである。

一方で、景観審議会とは景観法で位置づけているものではなく、地方自治体が任意で条例を定めることにより設置している第三者機関であり、そこで審議する内容についても景観法で位置づけておらず、都市計画審議会の代わりになるものではない。

そのため、景観審議会での議論をもって、都市計画審議会への意見聴取を不要とすることはできない。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

4【国土交通省】

(15)景観法(平16法110)

景観計画の変更に係る都市計画審議会への意見聴取(9条8項において準用する同条2項)については、過去の審議状況を踏まえ支障がないと考えられる場合に、当該意見聴取の方法について、地域の実情に応じた方法で行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	122	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	122)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意の要件の緩和

提案団体

日の出町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法における建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件について、死亡者や所在不明者等を合意要件から除外すること。

具体的な支障事例

昭和 40 年代に「住宅地造成事業に関する法律」に基づき開発された当町の住宅団地では、当時の開発地に多く用いられていた、建築基準法(以下「法」という。)第 69 条に基づく建築協定を締結し、住宅地としての環境維持増進のための建築等の制限について必要な手続きは建築協定運営委員会が行ってきた。一方で、約 50 年前に作成された当該建築協定は、現在の当該団地を取り巻く環境や年齢構成に合っておらず、協定違反が多発している。運営委員会では、建築協定の変更を検討したものの、変更には法第 74 条による土地所有者等全員の合意が必要であり、約 700 か所の区画がある当該団地では、所有者不明土地、移住者、相続未登記等様々な事象が想定され、事実上不可能であり、変更を断念している。(この様な状況は、全国の建築協定制定地域でも発生していると思われる。)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

建築協定運営委員会から以下のとおり問題点が挙げられている。

- 約 50 年前の建築協定であり、その内容が地域の実情に合わなくなっているにも関わらず協定を変更できないため、協定違反状態が続出している。
 - 団地開発当初は、団地周囲には商店がなく、団地内に商店地区を設定し、土地販売を推進してきたものの、販売から数年で団地の周辺にスーパーマーケットができ、現在は、商店地区にも住居のみが建築されている。
 - 建築協定において、交通安全対策の一環として、隅切り部からの自動車の出入りを禁止しているが、現状 30 数件が協定違反状態にも関わらず、交通事故等は発生していない。
 - 現在、団地全体が高齢化しているものの、当初は若者向けの団地であったことから、住居専用地区内に福祉施設の建築が必要との想定が無く、建築が不可能となっている。その他、高齢者対応が可能となるよう協定変更が必要である。
- 協定変更が不可能
 - 変更するためには、土地の所有者等の全員合意が必要であるが、制定以来約 50 年が経過しており、死亡や不在等地権者も含めた全員の承認手続きが実質不可能となっている。
- 建築協定運営上の問題
 - 建築の際に事前に運営委員会に届け出る規則がないため、事前の届出なしで着工するケースがある。
 - 建築協定は、協定違反でも法的強制力がなく、裁判に訴えるしかない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

建築協定制度は、「住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進する」ことなどを目的（建築基準法第 69 条）として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、公的主体がこれを認可することにより、通常の契約には発生しない第三者効を付与して、その安定性・永続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度であり、当該団地も元々、建築協定の内容を変更して継続することが趣旨であった。法改正により協定変更が可能となるよう土地の所有者等のうち「死亡者や所在不明者等を合意要件から除外する」ことにより、その地域の協定変更が不可能ではなくなることから、住民が住民のためのまちづくりの基準を構築することが可能となる。

根拠法令等

建築基準法第 69 条から第 74 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、高崎市、横須賀市、浜松市、山口市

—

各府省からの第 1 次回答

建築協定を変更するニーズの実態や、建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件が支障となった事例について、まずは把握してまいりたい。なお、本提案にあるような、死亡者や所在不明者等の合意要件からの除外は、民間の契約における合意の在り方の問題であり、本来は、建築基準法に限った問題としてではなく、類似の制度を含め広く民間の契約における手続の問題として議論されるべきである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

50 年前に協定を締結した際とは相当の状況が異なることが想定され、例えば、同様の意思が継続しているか、所有者等が所在不明者となっていないか、所有者の死亡に伴う相続未登記など様々な困難が予測され、事実上全員の合意は不可能と考えられる。

令和 6 年 1 月に決定された「区分所有法制の見直しに関する要綱案」ではマンション等の管理規約における権利者の合意については、所在不明者等を合意要件から除外することとされている。また、令和元年に国土交通省が公表している『住宅団地の再生について』では、「急激な人口減少・少子高齢化、住宅・施設の老朽化、必要なサービスの提供や都市機能の低下等の様々な課題が顕在化しており、全国的にそれらの住宅団地の再生は急務となっている。そのため、所要の制度改正等により、住宅団地の再生をこれまで以上に推進・深化することとする。」と明記されている。これらを踏まえると建築協定について全員合意要件を緩和することで現在の住環境にあった協定に変更が可能となり、それは住宅団地の再生施策にもつながると考えることから、死亡者や行方不明者等を合意要件から除外する全員合意要件の緩和について前向きに検討いただきたい。

また、御指摘のとおり建築協定制度は民間の合意の在り方の問題ではあるものの、地権者の中に死亡者や行方不明者が存在することにより、建築協定の変更が実質的に不可能となっている実態があり、住環境の改善を図ろうとする住民団体及びこれを後押しする当町の取組が阻害される状況が発生しており、その支障を解決するための提案であることから、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

実態を把握したうえで、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的な検討及び適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

課題や実際に生じている支障については承知しており、建築協定を変更するニーズの実態や、建築協定の変更に係る土地の所有者等の全員合意要件が支障となった事例について調査を進めているところであるが、全員合意の対象に死亡者や所在不明者等がいる場合の扱いに関しては、建築基準法に限った問題として議論するのではなく、類似の制度を含め民民間の契約における手続きの問題として慎重に議論されるべきである。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(2) 建築基準法(昭25法201)

(i) 特定行政庁による認可を受けた建築協定(70条1項、74条1項、76条1項及び76条の3第2項)については、関係する土地所有者等の把握が死亡や所在不明により困難となった場合において、当該協定の見直しを地域の実情に応じて円滑に行われるよう、参考となる事例を収集し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	130	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	130)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画の変更に係る都道府県知事との協議が不要となる軽易な変更の範囲の追加

提案団体

岩見沢市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県知事との協議が必要となる都市計画の変更に伴い、他都市計画にも付随的に変更が生じる場合について、都道府県知事との協議が不要とすることができるように、軽易な変更の範囲を見直すこと。

具体的な支障事例

当市では、令和2年度に都市計画道路の線形変更(以下、「主変更」という。)を行うために都市計画法第21条第2項の規定に基づき都道府県知事と協議(以下、「知事協議」という。)を行ったが、本変更に伴い当該都市計画道路を境界線とする用途地域や下水道に係る計画変更(以下、「付随変更」という。)についても知事協議を要した。
同様の手続きについては、2～3年に1回発生しており、令和2年度は、事前協議から含めると4回の知事協議を要し、うち2回は付随変更協議に係るものであり、大きな事務的負担となっている。
付随変更は主変更に伴って発生するものであり、双方は密接に関連するものであることから、主変更協議とは別に付随変更協議を行う必要性が低く、軽易な変更として知事協議を不要とするよう見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県及び市町村の負担軽減や業務効率化に繋がる。

根拠法令等

都市計画法第21条2項、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八潮市、城陽市、高松市

—

各府省からの第1次回答

市町村が定める都市計画については、一の市町村の区域を越える広域の見地から調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事に協議を行うとされている。

支障事例として示されている道路の線形変更に伴う用途地域や下水道に係る計画変更について、道路の線形変更に伴ってどのように用途地域や下水道が変更されるのかは当該地域の実情に応じて様々と考えられ、また当該変更内容は都道府県が定める都市計画区域マスタープランや区域区分等との適合を確認することが必要と考えられることから、都道府県知事協議を不要とすることは適当でないと考えている。

一方、都道府県への協議に当たって、道路の線形変更とそれに付随する用途地域や下水道の変更に関する協議を必要に応じて同時に行うことで、協議回数を減らすことが可能と考えており、このような運用が望ましい旨を地方公共団体に周知することを検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市計画道路の線形変更(以下「主変更」という。)とそれに付随する用途地域や下水道の変更(以下、「付随変更」という。)に関する都道府県との協議については、同時に行うことで既に協議回数を減らしている。

都道府県が定める都市計画区域マスタープランや区域区分等との適合については、主変更の段階で既に協議されており、主変更協議とは別に付随変更協議を行う必要性は低く、軽易な変更として知事協議を不要とするよう見直しを求める。

なお、協議不要となる対象の条件を、付随変更であって、地域の実情に応じて様々ではなく、判断の余地のない変更の場合、協議不要とすることが想定される。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

用途地域や下水道等の都市計画変更は、都市計画道路の計画変更に伴うものであっても、土地利用制限の内容等に変更が生じるものであり、当該土地の所有者等に大きな影響を及ぼすものであること等により、都道府県知事協議を不要とすることは適当でないと考えている。

一方、都道府県への協議に当たって、例えば、都市計画道路の線形変更とそれに付随する用途地域や下水道の変更に関する協議を必要に応じて同時に行うことで、協議回数を減らすことが可能と考えている。このため、協議に負担を感じる市町村が存在する場合、都道府県は市町村と協議方法について相談し、必要に応じて協議方法を改善することが望ましい旨を、地方公共団体に周知することを検討したい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(9)都市計画法(昭43法100)

(ii)市町村の都市計画の変更に係る都道府県知事への協議(21条2項において準用する19条3項)については、市町村の事務負担を軽減するため、都道府県は必要に応じて協議方法を見直すことが望ましい旨を、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	148-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	148)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

有料道路における障害者割引制度の改善

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

有料道路における障害者割引制度について、現金等による精算の方の分だけでも、本人が有料道路事業者に身体障害者手帳等の呈示を行うことにより、サービスを受けることができるようにするなど、事前申請を必要としない制度設計に改めること

具体的な支障事例

有料道路における障害者割引制度については、身体障害者手帳等の呈示によって割引を受けられるJRなどの公共交通機関と異なり、事前の申請手続きが必要であり、また、ETCカードを利用した割引を受ける場合は、併せてETC利用申請項目についても記載が必要となり利用者の負担となっているとともに、市においては申請に必要な書類の作成を補助している現状がある。

これらの事務は平成 15 年の厚生労働省通知に基づき、市町村福祉事務所等が窓口となり、有料道路における障害者割引措置の対象者であることを証明するETC利用対象者証明書を発行しているが、申請書類の作成ミスにより有料道路事業者のETC登録係からの頻回な照会・確認事務が生じるなど、職員の対応時間や事務量が非常に多くなっている。

この点、ETCカードを利用した割引を希望する方に対しては、マイナポータルを活用したオンラインによる申請が可能となるなど、デジタル化が進んでいることは評価するものの、そもそも当該割引制度の適用において、現金等による精算の方についてはETCカードを利用した割引と異なり車両登録の必要もないので、事前申請は不要と考える。そこで、現金等による精算の方の分だけでも、本人が事業者に身体障害者手帳等の呈示を行うことによりサービスを受けることができるようにするなど、事前申請を必要としない制度設計に改めるよう抜本的な検討をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現金等による清算の方の事前申請が不要となることで、利用者の手続きが簡略化されるとともに、全体的な申請数が減少することで市区町村の負担が軽減される。

また、有料道路事業者の確認事務等が軽減される。

根拠法令等

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成 15 年 11 月 6 日付け障発 1106002 号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
有料道路における障害者割引措置実施要領(平成 15 年 7 月 30 日付け東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方道路公社)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、ひたちなか市、上尾市、越谷市、朝霞市、船橋市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪府、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高松市、高知県、久留米市、熊本市

○書類不備等の利用者との申請手続きは自治体職員が行うため、ETC 及び利用者との調整や書類確認手続きに多くの時間を要している。
○ETC を利用しない場合、有料道路窓口で手帳を提示する必要があるため、手帳に公印を付しているため、有料道路割引資格を別途証明する必要はないと考える。
○有料道路における障害者割引制度は、車社会の現代においては手帳を取得する方の大半が利用するサービスとなっているため、窓口での取扱件数も多い。しかし、実質的に特定有料道路会社の優遇措置受付の代行窓口であり行政がコストをかけて実施することについて公平性に欠けており見直すべきものとする。JR を始めとして行政窓口を介さない割引適用が進んでおり、有料道路においても制度改正により多くの市民が恩恵を受けることができると思われる。マイナポータルを活用したオンライン申請についても周知を進めているが利用は進まず、依然として窓口での手続きが主流となっている。

各府省からの第 1 次回答

【厚生労働省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者が申合せの上行っているものであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。

現行の証明事務の内容は障害者手帳の所持者であることのみを証明するものではなく、事前申請を不要とすると、有料道路窓口の混乱等により、障害者の方の利便が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要と考えられる。

また、有効期間の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者について更新申請手続を撤廃することについては、証明事務は、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するという目的により行われていることから、障害者手帳の更新の有無のみをもって証明事務の必要性を判断することには慎重な検討が必要と考えられる。

【国土交通省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者が申合せの上行っているものであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続きは、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村の福祉事務所等において行っているところである。

具体的には、「手帳が有効であるか」、「障害の程度に応じた割引適用の範囲(本人運転/介護運転)」、「車両の要件を満たしているか」といった割引適用に係る要件をあらかじめ市区町村の福祉事務所において審査を行い、その証として手帳に統一された様式のシールを貼付し、料金所で当該シールの確認を行うことで、割引有効期間の全ての走行に対しスムーズな割引適用の確認を可能とし、利用者にも利便性ある取扱いを行ってきたところである。

一方で、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合は、高速道路のご利用の都度、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において現在市区町村の福祉事務所等で確認いただいている要件全てを通過時に確認する必要がある。

障害者手帳の様式は自治体によりさまざまであり、手帳にシール貼付されない場合は、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難である。

また、割引有効期限を永年とした場合、本人等からの申し出が無い限り、割引適用要件が変わった場合の情報を高速道路会社が把握できなくなり、ETC 無線通行による割引が無期限で適用され続けてしまうことが懸念されるため、車両所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合や、障害の状態が変わる場合等の対応として、割引適用要件の確認を定期的に行う必要があり、有効期限が設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者について更新申請手続を撤廃することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市の提案は、現金等による精算の方については、ETC カードを利用した割引と異なり、有料道路窓口で障害者手帳を呈示する必要があることや、事前申請において、車両登録の必要がないことから、障害者割引の資格を別途証明する必要はないと考えるものです。

また、障害者を対象とした交通機関に係る各種割引サービスについては、有料道路のみならず、JRをはじめとした鉄道事業者、タクシー事業者及び路線バス運行事業者等においても実施されており、これらの民間事業者においては、それぞれの対応の下で、行政窓口での特別な手続きを必要とすることなく、障害者割引サービスが適切に実施されているものと認識しています。

第1次回答のとおり、有料道路における障害者割引制度の改善には慎重な検討が必要であることは理解しましたが、少なくとも当市を含め全国 20 団体が改善を求める状況の中、既に行政窓口での特別な手続きを行うことなく割引制度を実施している鉄道事業者等における対応の実態や工夫等についてヒアリングを行うなど、厚生労働省及び国土交通省におかれましては、提案募集制度の趣旨を十分に踏まえていただいた上で、改善に向けた検討をしていただきたいと思います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【船橋市】

一般レーンにおける料金所係員は、障害者手帳により①手帳の写真掲載面による「手帳の写真による本人確認」を行い、②別ページの備考欄までめくり、所定の貼付シールによるシール種別や有効期限の確認」を行っていると考えます。

事前申請を不要とした場合、この確認事項は①手帳の写真掲載面による「手帳の写真による本人確認、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別の確認」を行い、②別ページをめくり、「手帳の有効期限の確認」となるが、これは現行と同等程度の確認作業でしかなく、十分実施可能と考える。

手帳の様式が自治体により様々である点も懸念点であるとのことだが、どの自治体の手帳においても有効期限の確認は簡易に出来ると考える。

新しい確認方法に慣れるまで多少の混乱は生じると思うが、どのような事業でも、制度改善の際には、事務内容の変更が生じ、その問題解決に対する研修や周知等の努力義務は、制度の主体事業者側が当然に負うべきである。

特に本制度は、受付事務のほか、クレーム対応を含む制度の問合せ等、多量な事務負担を制度の主体事業者ではない自治体が協力して行っていること、昨年、国土交通省が始めた電子車検証の運用についても各自治体において個別に対応を行った。このことから、本要望における変更対応は主体事業者側で十分可能であり、むしろ行うべきと考える。

なお、厚生労働省、国土交通省の回答にある「制度趣旨を逸脱した利用がされない適正な運用の確保」という目的は、事業主体である各有料道路会社が丁寧な周知を実施することで果たせるものであり、2年ごとの更新申請をさせることによる効果は無いと考える。

【高槻市】

有料道路における障害者割引制度について、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することの必要性は理解するが、それを担保するのは全国の自治体ではなく、鉄道事業者と同様に全国の有料道路事業者が行うべきであると考えます。

また、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合において、障がい者手帳の様式が自治体により異なるため、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難とあるが、障がい者手帳の様式が自治体により異なり、シールの添付場所も様々であるため、確認に時間を要す

ることに変わりがないことに加え、令和5年3月の制度改正により、現金利用車においては車両登録不要で割引が受けられるようになり、車両の要件を満たしているかは料金所で確認を行うこととなった現在、御懸念の指摘は必ずしも自治体で対応すべき事項とは考えられない。については、鉄道事業者と同様、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄による割引適用の確認を検討されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するものであり、他の利用者から広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けているところである。

その運用にあたっては、事前申請により割引適用に係る要件についてあらかじめ審査を行うことで、割引有効期間の全ての走行に対しスムーズな割引適用の確認を可能とし、利用者にも利便性ある取扱いを行ってきているところである。

対象となる障害者の範囲については障害者手帳に記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別に応じて設定しており、鉄道事業者等と同様の基準を用いている一方、制度趣旨に鑑み事業用の自動車を割引対象外としていることから、鉄道事業者等他の公共交通機関と異なり、割引適用の要件として、障害の種別等に加え、車検証等により自動車が事業用でないことを併せて確認する必要がある。

このため、現金利用車における障害者割引の事前申請を不要とした場合、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において、高速道路の利用の都度、「対象となる障害者の範囲」及び「制度趣旨を踏まえた自動車の範囲」に合致しているかを確認し、割引適用可否の判断をすることは現実的に困難であるため、引き続き事前申請が必要であると考えられる。

なお、自動車をお持ちでない場合や事前登録された自動車がやむを得ず使用出来ない場合等を鑑み、事前登録されていない自動車についても障害者割引が適用されるよう令和5年3月27日より要件を改正したところであるが、対象となる自動車の範囲については引き続き従前と同様の要件を設けていることから、事前申請は必要であると考えられる。

また、割引適用要件の変更事由については、自動車の所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合等も想定される。こうした場合の変更申請について、ホームページや制度案内冊子等で周知を図るとともに違反行為に対する割引停止措置等の罰則を設けているが、本人等からの申し出や有料道路事業者が行う周知のみにより適正な運用を確保することは難しいと考えていること等から、引き続き、割引有効期限を設定し定期的に確認を行う必要があると考えられ、その期限の延長についても、他の更新手続事例を踏まえながら慎重に検討する必要があると考えられる。

オンライン申請については、その普及に関し、利用者に直接送付する更新案内へのチラシ同封やホームページへの案内掲載等、引き続き周知に努めるとともに、利用しやすいシステムへの改修に継続的に取り組んでいるところである。

その申請対象の拡大については、高速道路利用の約9割を占めるETC利用申請者を対象に受付を開始したところであり、今後運用状況を確認しつつ、慎重に検討していく必要があると考えられる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省(56)】【国土交通省(19)】

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、有料道路事業者との協議の上、令和7年度までに順次予定されているシステム改修の効果を踏まえつつ引き続きオンライン申請の普及に努めるとともに、更なる利便性向上のための方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	148-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	177)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

有料道路における障害者割引制度に係る更新申請手続の廃止

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

有料道路の障害者割引制度において、有効期限の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者については、更新申請手続を撤廃するよう求める。

具体的な支障事例

有料道路の障害者割引制度は、身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら自動車を運転する場合や、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者のうち、重度の障害のある者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、有料道路料金について割引措置を実施するものである。

当該割引制度には、申請の種類に応じて、申請した日から2回目又は3回目の誕生日までの有効期限が設けられており、継続して当該措置を受けようとする場合は、更新手続を行う必要がある。

他方で、身体障害者手帳は、ペースメーカー等を植え込んでいる心臓機能障害の者や肝臓機能障害の者など、障害の状態が軽減される可能性のある場合を除き、原則として有効期限が設定されない。また、療育手帳についても、障害の状態が軽減されるなどの変化が見込まれる一定の年齢までは有効期限が設定されるが、これを超えた場合には有効期限が設定されない。

これらの有効期限の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者は、一度本割引制度の対象となれば、その要件から外れることがないにもかかわらず、数年おきに更新手続を行う必要があり、手続を行う対象者、事務処理を行う行政、更新の案内を出す事業者、それぞれに負担が生じている。実際、本市では、令和4年度の当該制度に係る 6,577 件の申請のうち半数以上の 3,562 件が、有効期限が設定されていない身体障害者手帳又は療育手帳の所持者からの更新申請である。

こうしたことを踏まえると、有効期限の設定されていない手帳所持者に係る更新申請手続を撤廃し、関係者の負担軽減を図る必要があると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

更新申請手続が撤廃されれば、新規申請時及び変更申請時のみの手続となることで、対象者の負担が軽減するとともに、事務処理を行う行政や更新の案内を出す事業者においても、申請対象者の件数が現在の半数以下になることが見込まれるなど事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成 15 年 11 月 6 日付け障発 1106002 号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
有料道路における障害者割引措置実施要領(平成 15 年 7 月 30 日付け東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方道路公社)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、越谷市、朝霞市、船橋市、川崎市、新潟市、浜松市、大阪府、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高松市、高知県、久留米市、熊本市

○書類不備等の利用者との申請手続きは自治体職員が行うため、ETC 及び利用者との調整や書類確認手続きに多くの時間を要している。
○ETC を利用しない場合、有料道路窓口で手帳を提示する必要があるため、手帳に公印を付しているため、有料道路割引資格を別途証明する必要はないと考える。
○当市においても、有期の手帳交付者は限定的であり多くの方は無期限となっている。申請行為を初回のみに限定すれば継続利用の方の負担軽減が図れるとともに、市の窓口の混雑緩和につながる。

各府省からの第 1 次回答

【厚生労働省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者が申合せの上行っているものであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。

現行の証明事務の内容は障害者手帳の所持者であることのみを証明するものではなく、事前申請を不要とすると、有料道路窓口の混乱等により、障害者の方の利便が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要と考えられる。

また、有効期間の設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者について更新申請手続を撤廃することについては、証明事務は、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するという目的により行われていることから、障害者手帳の更新の有無のみをもって証明事務の必要性を判断することには慎重な検討が必要と考えられる。

【国土交通省】

有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者が申合せの上行っているものであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続きは、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村の福祉事務所等において行っているところである。

具体的には、「手帳が有効であるか」、「障害の程度に応じた割引適用の範囲(本人運転/介護運転)」、「車両の要件を満たしているか」といった割引適用に係る要件をあらかじめ市区町村の福祉事務所において審査を行い、その証として手帳に統一された様式のシールを貼付し、料金所で当該シールの確認を行うことで、割引有効期間の全ての走行に対しスムーズな割引適用の確認を可能とし、利用者にも利便性ある取扱いを行ってきたところである。

一方で、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合は、高速道路のご利用の都度、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において現在市区町村の福祉事務所を確認いただいている要件全てを通過時に確認する必要がある。

障害者手帳の様式は自治体によりさまざまであり、手帳にシール貼付されない場合は、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難である。

また、割引有効期限を永年とした場合、本人等からの申し出が無い限り、割引適用要件が変わった場合の情報的高速道路会社が把握できなくなり、ETC 無線通行による割引が無期限で適用され続けてしまうことが懸念されるため、車両所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合や、障害の状態が変わる場合等の対応として、割引適用要件の確認を定期的に行う必要があり、有効期限が設定されていない身体障害者手帳や療育手帳の所持者について更新申請手続を撤廃することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

有料道路の障害者割引制度における事前申請については、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するために必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便性に資することは理解しており、市区町村が証明事務に協力することは必要であると認識している。

一方、更新申請手続については、定期的に障害者割引の適用要件の確認を行うことにより制度趣旨を逸脱した利用の防止を図っているとのことであるが、車両所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合など、適用要件に係る変更が生じた際に本人等が変更申請手続を行えば違反行為は生じないことから、現在、変更手続が規定されていない適用要件の変更に当たっての手続を整備するとともに、当該手続について対象者への周知を徹底することにより、更新申請手続の撤廃は可能であると考えます。

仮に、更新申請手続の撤廃が難しい場合であっても、市区町村による証明事務が法令に基づかない住民サービスであるにもかかわらず、市区町村に大きな負担がかかっていることや、割引措置の対象者の負担軽減を図る必要があることを踏まえ、割引措置の有効期間の延長を検討していただきたい。

さらに、現在、国を挙げてデジタル技術の活用により「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指している中、割引措置の対象者の利便性の向上を図るとともに、市区町村の負担を軽減することができるよう、令和5年度から開始されたオンライン申請の普及啓発と対象の拡大にも取り組んでいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【船橋市】

大前提として「障害者手帳の有効期限の設定が無い」ということがどのようなことなのかについて理解いただく必要がある。

要望の際「具体的な支障例」にも記載されていたが、障害者手帳の有効期限の設定が無いということは、「障害者手帳の障害種別を含めた記載内容が恒久的に軽減される見込みがない」ものである。このことから、国土交通省が懸念する「適用要件が変わった場合に無期限に制度を適用され続けてしまうというケースは、現行よりも障害の程度が重症となった場合」に限られる。

現在、自治体側は有料道路会社側の本制度について内容を学習した上で窓口業務の協力をしている。厚生労働省側は所管事業なので当然のことだが、国土交通省（各有料道路会社）側も同様に障害者手帳制度をある程度学習し、理解に努めた上で要望事項の検討を行い、改善していただきたい。

なお、本制度への協力は、更新申請における事務処理以外にも、更新作業に関する電話やメール等の問い合わせ、有料道路会社の制度全般に関する各説明の他、クレーム対応等も行っており、本来業務にも支障が生じる程に膨大な労力と時間が割かれている実情がある。

また、どうしても更新作業時にシール種別の貼付誤りや、記載した次回更新日の誤記載を生じさせてしまうことがある。その場合に各有料道路会社に相談しても、本市の過去の事例においては協力いただけたケースはほとんど無く、その結果、全ての対応を自治体側で行っている状況にある。このような状況を理解した上で、自治体の事務負担と障害者の申請にかかる負担、双方の軽減を観点に検討いただきたい。

【高槻市】

有料道路における障害者割引制度について、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することの必要性は理解をするが、それを担保するのは全国の自治体ではなく、鉄道事業者と同様に全国の有料道路事業者が行うべきであると考えます。

また、現金利用車における障害者割引の事前申請を廃止する場合において、障がい者手帳の様式が自治体により異なるため、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において、料金所係員が正しく割引適用の確認を行うには時間を要することに加え、一般レーンの後続車の滞留による障害者の方の心理的な負担や、それに伴うトラブルが新たに生じる懸念があることから、事前申請を必要としない制度設計に改めることは困難とあるが、障がい者手帳の様式が自治体により異なり、シールの添付場所も様々であるため、確認に時間を要することによって変わりがないことに加え、令和5年3月の制度改正により、現金利用車においては車両登録不要で割引が受けられるようになり、車両の要件を満たしているかは料金所で確認を行うこととなった現在、御懸念の指摘は必ずしも自治体で対応すべき事項とは考えられない。については、鉄道事業者と同様、「旅客鉄道株式会社旅

客運賃減額」欄による割引適用の確認を検討されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するものであり、他の利用者から広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けているところである。

その運用にあたっては、事前申請により割引適用に係る要件についてあらかじめ審査を行うことで、割引有効期間の全ての走行に対しスムーズな割引適用の確認を可能とし、利用者にも利便性ある取扱いを行ってきているところである。

対象となる障害者の範囲については障害者手帳に記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別に応じて設定しており、鉄道事業者等と同様の基準を用いている一方、制度趣旨に鑑み事業用の自動車を割引対象外としていることから、鉄道事業者等他の公共交通機関と異なり、割引適用の要件として、障害の種別等に加え、車検証等により自動車が事業用でないことを併せて確認する必要がある。

このため、現金利用車における障害者割引の事前申請を不要とした場合、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある料金所において、高速道路の利用の都度、「対象となる障害者の範囲」及び「制度趣旨を踏まえた自動車の範囲」に合致しているかを確認し、割引適用可否の判断をすることは現実的に困難であるため、引き続き事前申請が必要であると考えられる。

なお、自動車をお持ちでない場合や事前登録された自動車がやむを得ず使用出来ない場合等を鑑み、事前登録されていない自動車についても障害者割引が適用されるよう令和5年3月27日より要件を改正したところであるが、対象となる自動車の範囲については引き続き従前と同様の要件を設けていることから、事前申請は必要であると考えられる。

また、割引適用要件の変更事由については、自動車の所有者が障害者割引の適用要件を満たさない者になる場合等も想定される。こうした場合の変更申請について、ホームページや制度案内冊子等で周知を図るとともに違反行為に対する割引停止措置等の罰則を設けているが、本人等からの申し出や有料道路事業者が行う周知のみにより適正な運用を確保することは難しいと考えていること等から、引き続き、割引有効期限を設定し定期的に確認を行う必要があると考えられ、その期限の延長についても、他の更新手続事例を踏まえながら慎重に検討する必要があると考えられる。

オンライン申請については、その普及に関し、利用者に直接送付する更新案内へのチラシ同封やホームページへの案内掲載等、引き続き周知に努めるとともに、利用しやすいシステムへの改修に継続的に取り組んでいるところである。

その申請対象の拡大については、高速道路利用の約9割を占めるETC利用申請者を対象に受付を開始したところであり、今後運用状況を確認しつつ、慎重に検討していく必要があると考えられる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省(56)】【国土交通省(19)】

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、有料道路事業者との協議の上、令和7年度までに順次予定されているシステム改修の効果を踏まえつつ引き続きオンライン申請の普及に努めるとともに、更なる利便性向上のための方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	150	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	150)			提案分野	10_運輸・交通

提案事項(事項名)

滞納処分を妨げる自動車検査証変更記録の手続き緩和

提案団体

茅ヶ崎市、神奈川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

租税債権徴収のため、割賦販売代金が完済された所有権留保付自動車を差押する場合について、次のうち、いずれかの対応を求める。

- ・移転登録に伴って必要となる自動車検査証の変更記録を不要とすること。
- ・移転登録に伴って必要となる自動車検査証の変更記録を租税債権者である自治体等の職権で可能とすること。なお、職権による変更記録には、所有者の委任状や印鑑証明書を不要とするかわりに、割賦販売代金の完済がわかる書類(自治体等が留保権者に送付するローン残債の調査結果等)、差押調書および囑託書を運輸支局に提出することで可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

- ・割賦販売による所有権留保付の自動車において、割賦販売代金が完済されると、留保の原因が消滅し所有権は買主に移転するが、買主が所有権留保の解除(道路運送車両法第13条、第67条)をせず、実態と異なる所有権者(売主)が自動車登録ファイルおよび自動車検査証上登録されていることがある。
- ・差押の要件として、権利が滞納者に帰属しているにも関わらず、登録(登記)の名義が滞納者以外の者となっている場合には、登録(登記)の名義を滞納者に変更する必要がある。(国税庁HPに記載の国税徴収法第47条の解釈)
- ・自動車の所有権を移転する際は、移転登録の申請を行うのと同時に、自動車検査証の変更記録を行わなければならない。(道路運送車両法第13条第3項、第67条第1項)
- ・自動車の登録(登記)は所有権の第三者対抗要件になっている。(道路運送車両法第5条)
- ・移転登録の申請については、債権者代位で行うことができる(自動車登録令第19条)が、自動車検査証の記載事項の変更については、行政が使用実態を把握することを目的とする義務であり、権利の得喪及び変更を第三者に対抗することを念頭に置いたものではないため、債権者代位を行うことはできず、滞納者の委任状および印鑑証明書が必要となる。(自動車登録令10条、14条、15条、16条)

【支障事例・制度改正の必要性】

割賦販売代金完済後、所有権留保の解除がされていない自動車に対して租税債権の徴収のために滞納処分(差押)をする必要がある場合、自動車登録ファイル上の外形上の所有権者(留保権者)と真の所有権者が異なるため、差押の要件に基づき、移転登録(所有者の名義変更)が必要となり、同時に自動車検査証の変更記録が必要となる。

現状、自動車検査証の変更記録を租税債権者(自治体等)が行うには、滞納者から代理人(自治体等)に対する委任状および印鑑証明書が必要となるが、財産を強制的に徴収・換価される状況においては委任状等の入手は極めて困難である。

差押には本来不要であるはずの「滞納者の同意」(自力執行権)が手続の一環で求められ、自動車検査証の変

更記録ができない結果、割賦販売代金完済後に所有権留保の解除がされていない自動車は差押ができず、租税債権の徴収上、支障をきたしている。

また、軽自動車については、自動車登録ファイルの登録自体は不要であるが、自動車検査証上の外形上の所有権者(留保権者)と真の所有権者が異なるため差押に進めず、租税債権の徴収上、支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

滞納者が所有する換価価値のある財産が滞納処分可能となることで、租税債権の徴収率向上による財源確保の結果、住民サービスの向上に繋がるとともに、「真面目に手続、納税しているものが馬鹿を見ない」という、税負担の公平感向上が図られる。

根拠法令等

割賦販売法第7条、道路運送車両法第12条、第13条、第67条、民法第423条、国税徴収法第47条、第71条、地方税法第331条、自動車登録令第10条、第14条、第15条、第16条、第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、花巻市、宮城県、大田原市、相模原市、松本市、半田市、豊田市、熊本市、鹿児島県

○所有権留保付自動車の割賦販売代金が完済された場合は、自動車の所有権は使用者に移転することになるが、移転登録が行われず、登録上の所有権留保が解除されず、そのままになっていることがある。当該自動車に対して差押えを執行する場合、登録の名義(所有者)を変更する必要があるが、現状では第三者対抗要件である差押登録の嘱託を行うことは非常に困難である。

自動車登録令第19条(債権者の代位)により、租税債権者が移転登録を代位する場合、2つの手段(①所有権留保権者からの「譲渡証明書」及び「印鑑証明書」等を添付して申請する、②留保権設定者・使用者から委任状を得て代位申請を行う)によることになるが、いずれも所有権留保権者や使用者の協力が得られなければ実施することができない。

上記の①における所有権留保権者の主張は、「割賦販売代金の完済後、使用者との取引が終了し取引データが残っていないため、譲渡証明書を発行することができない。」「既に使用者へ発行済のため、再発行できない。」を理由に断られた。

また、②においては、委任状を提出することで自動車を差押えられることとなるため、使用者から委任状を受け入れることは不可能である。

○当市においても、同様の事例においては自動車差押えを断念せざるを得ず、他に財産がない場合に市税の徴収に支障をきたす場合がある。

○割賦販売代金が完済された場合、現行制度では買主が所有権留保の解除手続をするとされていますが、買主ではなく販売業者の義務に制度改正できれば、調査や移転登録に伴って必要となる自動車検査証の変更記録(債権者代位)を要せず滞納処分(差押)できるものと考えます。

○当県においても、件数は多くないが、ローン完済後に形だけ残っている所有権留保が滞納処分の妨げとなっているケースが存在している。

各府省からの第1次回答

○自動車検査証記録事項の変更は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第67条の規定により、自動車の使用者は自動車検査証記録事項について変更があったときは、自動車検査証の変更記録を受けなければならないとされている。また、法第13条第3項において準用する法第12条第2項の規定により法第67条の規定による自動車検査証の記録事項の変更申請を移転登録の申請と同時にを行う義務が課されている。

これは、自動車検査証記録事項は自動車の登録に係る行政上の目的から使用の実態を把握するためであり、変更があった際にこれを実施しなければ適正な実態把握ができなくなることから、自動車検査証の変更記録を

不要とすることは困難である。

○法第 67 条の規定に基づく自動車検査証の記録事項に係る申請は、行政目的である使用実態の把握等から行うべき義務であり、権利の得喪及び変更を第三者に対抗することを念頭に置いた規定ではないため、民法第 423 条の規定に基づく債権者代位の対象とすることは困難である。

しかしながら、自動車検査証記録事項の変更申請が行われない状態を作することは望ましくないため、租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合（申請に協力しない場合含む）における申請方法を検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「自動車検査証記録事項の変更申請が行われない状態を作することは望ましくない」との認識は、当市の認識と同一である。

租税債権者（自治体等）の職権による自動車検査証記録事項の変更申請が可能となれば、一定数の所有者情報を正すことができ、より一層使用実態の把握・適正化に繋げることができるほか、滞納処分の妨げが無くなり、租税徴収率の向上につながる。回答に記載の「租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合（申請に協力しない場合含む）における申請方法」の検討に当たっては、留保権者に証明発行等の新たな負担を強いることなく実現できるよう、租税債権者が行う国税徴収法 141 条による調査で知り得た情報（割賦販売代金の完済がわかるローン残債調査の結果等）、差押調書、及び登録嘱託書によって、租税債権者が自動車検査証記録事項の変更申請できるようにしていただきたい。軽自動車については、割賦販売代金の完済がわかるローン残債の調査結果の提出及び徴収職員証又は徴税吏員証の提示によって自動車検査証記録事項の変更申請ができるよう検討いただきたい。

早期の租税徴収を実現するため、令和 7 年度から運用できるようぜひ前向きな検討を望んでいる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

回答いただいた「租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合（申請に協力しない場合含む）における申請方法」とは、誰を申請者として想定されているのか。この回答を理由に、変更の手続きを行う者が使用者（滞納者）に限定されるということであれば、新たな申請方法を定めたとしても、使用者から変更する必要があるのか、行わない場合の不利益（処分）は何かといった問合せを受けることが想定される。それに対し、実効性のある罰則及び処分等を設けなければ、これまでと同様に使用者から主体的に変更の手続きを取ることは考えられない。

また、変更手続きを行わない使用者に対しては、どのように催促するのか。伝達方法を誤れば、租税債務者に差押えの前兆を知らせることとなり、差押えの機会を逸する（売却等により消滅）ことを懸念する。

現行の法及び制度では、このような対象者に租税債権者は成す術がない。実効性のある仕組みの構築をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

【留保権者の証明発行について】

道路運送車両法第 13 条（以下「法」という。）に基づく自動車の移転登録の申請では登録の原因及び旧所有者が新所有者に対して自動車を譲渡したことを証する書類として法第 33 条により譲渡証明書、当該譲渡証明書に押印された旧所有者の印鑑の印影を証する書類として自動車登録令第 16 条により印鑑証明書の提出を求めている。これらの書類の提出の省略を認めることは困難である。

なお、これらの書類は、所有権の公証、適正な使用実態の把握のために必要な書類として機能している。

【軽自動車に係る手続について】

軽自動車は、国税徴収法第 71 条の規定の適用を受けず、動産として差し押さえることが可能である（国税庁が公表する国税徴収法第 56 条関係の解説より）。

また、登記（登録）の名義人が滞納者でない場合であっても一定の要件のもと財産の差押えが可能であり、この場合、動産であれば登記（登録）の名義を滞納者へ変更することを要しないとされている（国税庁が公表する国

税徴収法第 47 条関係の解説より)。

以上のことから、軽自動車については、自動車検査証記録事項の変更申請による所有者名の変更をせずとも、動産としての差押えが可能と思われる。

【運用開始の時期について】

第1次回答にて回答している、租税債務者が自動車検査証記録事項の変更申請を行わない場合における申請方法の導入にあたっては、債権者代位が租税徴収の円滑化のためだけの制度ではないことから、自動車登録制度全体への影響を十分に精査した上で慎重に制度設計を行う必要がある。これらの状況を踏まえると検討に当たっては一定の時間を要するため、御提案の令和7年度の運用開始を約束することは困難であるが、国土交通省としては可能な限り早く検討を進めてまいりたいと考えている。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(3) 地方税法(昭25法226)及び道路運送車両法(昭26法185)

割賦販売代金が完済された所有権留保付自動車の使用者である租税の滞納者が自動車検査証記録事項の変更(道路運送車両法67条)申請を行わない場合については、租税徴収事務の円滑な執行が可能となる方策について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	162	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	162)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

公共工事土量調査における都道府県経由事務の廃止等

提案団体

香川県、山形県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

- (1) 公共工事土量調査において県が管内市町村への調査依頼と回答とりまとめを行っていることについて、都道府県経由事務の廃止を求める。
- (2) 上記の対応が実現できない場合は、建設発生土情報交換システムの利用料が無料になるよう JACIC への働きかけを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

平成 16 年度より、地方連絡協議会の構成機関(国土交通省四国地方整備局・管内各県等)において建設発生土の工事間利用を促進するために、公共工事土量調査を実施している。(事務局:国土交通省四国地方整備局)

協議会には、多くの市町村は入っていないものの、調査は市町村も対象となっており、市町村への調査依頼・回答は、県が行うことと事務局から指示されている。

調査の回答方法は、工事毎に Excel 様式を提出するか、オンラインシステム(建設発生土情報交換システム:有料)から回答する方法があるが、県内全市町村は当システムを導入していないため、Excel 様式で提出するしか実質的には方法がない。(県だけがシステムを導入しても、別途市町村分への依頼と回答とりまとめをしないとイケないため、県の事務担当者の手間は変わらないことから、当県ではシステムの導入を見送っている。システムは有料のため、市町村に加入を強制することもできない。)

【支障事例】

調査のために、下記の事務負担がかかる。

- 事務局からの依頼文書を基に、内容について新しい市町村担当者でも理解できるように、注釈を加え、当県からの依頼文書を作成。(調査様式は事務局で用意される。所要2時間程度)
- 調査依頼を県内市町村へ送付。
- 市町村からの回答についてエラーチェックを行い、必要に応じて市町村に対し修正指示や確認。(所要2日程度)

事務局からの依頼文書受理から提出まで2週間程度。この期間ずっとこの業務をしているわけではないが、質問等が届くたびに対応する必要があり、他の仕事が中断されるため、実質的には時間以上の負担が生じている。また、当県におけるデジタル化が進まない一因となっている。

令和6年3月の調査から、提出方法が一部変わったことで作業が減り、多少の効率化につながったものの、調査方法の変更に伴い変更点を解説する必要が生じたことや、市町村の担当者も今後も定期的な変更があることから、上記の支障は今後も発生すると考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務局(国)から市町村に直接依頼し、回答を受理していただけると、

1. 市町への調査依頼作成や回答とりまとめに充てていた時間の有効活用が可能。
2. 県内分のとりまとめ作業時間の短縮。(システムであれば、県の各工事担当者が自由に登録でき、県事務担当者がとりまとめる必要がなくなる。)
3. 県を挟むことがなくなり、市町村が調査に充てられる時間が長くなる。
4. 県のより正確な調査が可能。(システムであれば、年3回の調査時期にとらわれず随時最新の情報登録ができる。)

システムの利用料が無料になった場合においても、上記1～4の効果が期待できる。

根拠法令等

公共工事土量調査及び建設発生土等の工事間利用調整実施マニュアル(案)(平成19年2月建設副産物対策四国地方連絡協議会)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○年度毎に調査時期が異なるため、スケジュール管理が困難である。
関係機関、市町村から問い合わせを受けても対応方法がわからない。(主にシステム関係)
JASIC へ問い合わせを行うように指示されるが電話が繋がらない。

各府省からの第1次回答

建設発生土は、資源有効利用促進法及び同法施行令において「指定副産物」に定められ、再生資源としての利用促進が特に必要なものとして位置づけられている。

さらに、平成14年11月22日には中央環境審議会より「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」が意見具申され、「発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に必要な対策を講じていくことが適当である。」と指摘を受けている。

こうした状況を背景に、各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料とするため、平成15年度より公共工事土量調査を実施している。

都道府県内の利用調整を促進するうえで、都道府県内調整窓口である都道府県が依頼等を行い、都道府県内の状況を把握することが必要であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、当県が行っているのは、公共工事土量調査に関するデータの収集と、とりまとめ結果の配布である。

なお、当県が収集したデータをとりまとめて工事間利用調整に用いる基礎資料を作成する事務については、公共工事土量調査事務局である地方整備局において実施している。このとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配付・共有することにより、都道府県内の状況把握が可能となるため、建設発生土の工事間利用調整が図られている。

御回答にあるとおり、都道府県において「都道府県内の状況を把握することが必要である」との御意見については、とりまとめ結果の配布を今後も県が担うことで、状況把握に努めたい。

今後、これらの事務を一層効率的に実施するため、データ収集における都道府県経由の廃止が困難であるならば、建設発生土情報交換システムの利用料が無料になるよう JACIC への働きかけを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答でも申し上げたとおり、建設発生土は、資源有効利用促進法及び同法施行令において「指定副産物」に定められ、再生資源としての利用促進が特に必要なものとして位置付けられている。また、近年の災害の激甚化・頻発化によって、不適切な盛土等の土砂災害リスク増加を防止する取組も求められているところである。

都道府県内の利用調整を促進する上で、各公共工事の発注者を対象に、土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施することは大変重要であり、都道府県内調整窓口である都道府県が依頼等を行い、システム等も活用しながら、都道府県内の状況を把握することが必要であると考えている。

なお、建設発生土の状況把握や利用調整は、公共工事発注者である各自治体が本来的に処理する必要があるものであり、国の事務の一部を肩代わりする経由事務とは異なるものである。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(20)公共工事土量調査

公共工事土量調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査様式を改善し、新たな調査様式を、建設発生土情報交換システムの積極的な活用を推奨する旨と併せて、各地方建設副産物対策連絡協議会等を通じて地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	164	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	164)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

災害時に課税情報を利用する場合には、本人同意がなくとも利用できることを前提とし、合わせて課税情報が利用できる対象に、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
令和5年6月の災害対策基本法の改正により、住家の被害認定(以下「被害認定」という。)調査に必要な限度で課税情報の利用が可能となったが、『令和5年6月16日府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について』の「1.内部で利用できる情報について」では、課税情報の利用は、被害認定調査に限りかつ所有者の同意を得ることを前提とし、また「3.把握した情報の活用」では、被害認定担当部局以外への課税情報提供を不可としている。

【支障事例】
令和6年能登半島地震では、被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。)の情報(写真や傾斜測定結果など)を用いて住家被害認定調査を行ったことで被害認定調査の迅速化が図られた事例があった。その一方、応急危険度判定に課税情報が利用できないため、被害認定調査との情報連携を人力で行わざるを得ず、罹災証明書交付の迅速化には十分な効果が得られなかったとのことである。

また、既出通知では、課税情報の利用にあたっては所有者の同意を得ることを前提としており、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き(令和5年3月内閣府(防災担当))」で示される調査対象地域の設定方法である全棟調査等、申請書の提出を待たずに被害認定調査を行うこととした場合には、固定資産台帳等の情報の利用が実質的に困難となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ① 応急危険度判定のより精緻で実効性のある事前計画の作成及び発災後の円滑な判定ができる。
- ② 応急危険度判定と被害認定調査が『固定資産税の家屋の課税番号』で管理可能となり、各調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化が可能となる。
- ③ 各調査の管理及び連携に要していた被災自治体の負担が軽減する。

根拠法令等

災害対策基本法

被災者の住家に関する情報の内部利用等について(令和5年6月16日府政防第2768号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、花巻市、蔵王町、大田原市、高崎市、木更津市、川崎市、長野県、斑鳩町、安来市、高松市、福岡市

○【現行制度の課題認識】

「R5.6.16 府政防第2768号 被災者の住家に関する情報の内部利用について」において、課税情報の利用は所有者の同意を得ることを前提としている点について、「所有者の同意がない場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行った上で」判断すべきとされているところ、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないことを各自治体で判断することは困難と考えられる。

また、同通知において、被害認定調査担当部局以外への課税情報提供を不可としている点について、被害認定調査の情報や結果は、被災者台帳に建物情報等が記録されることで、当該情報を災害対策基本法第90条の4第1項第2号に基づき市町村の内部で利用する場合でも、被害認定調査担当部局以外への情報提供することにつながるため、その是非が問題となる。

【具体的な支障事例】

同意について:被害認定調査及び罹災証明書の交付申請については、被害認定調査は交付申請前に着手が可能であること、また、交付申請は必ずしも書面でされる必要はなく避難先の自治体等から電話やメールその他の方法により行われることがあること等を加味すると、本人同意を得る機会を作ることが困難である。

課税情報の提供先について:被災者台帳を所管する所管から被害認定調査担当部局以外の所管へ被災者台帳を提供することは課税情報の提供に当たらないか疑義がある。また、消防組織法第31条及び地方自治法第252条の14による消防事務委託制度により他自治体の消防本部に消防業務を委託している場合、本人同意や災害対策基本法施行規則第8条の6第2項の申請がないまま、災害対策基本法第90条の4第1項第3号に基づき、他自治体の消防へ被災者台帳を提供することが課税情報の提供に当たらないか疑義がある。

○発災後の応急危険度判定と被害認定調査の管理及び連携が円滑化され、罹災証明書交付の迅速化に資するとともに、被災自治体の負担軽減につながると考えられるものの、制度改正の必要性については検討を要すると思う。

各府省からの第1次回答

罹災証明書の交付のために行う被害認定調査に必要な限度の情報については、家屋の所有者の同意がある場合に、地方税法の守秘義務に抵触することなく利用できることとしているが、同意がない場合の取扱いとして、個別具体の状況(被災者の被害の状況とそれに応じた迅速な被害認定調査の必要性及び緊急性、所有者の同意取得の困難さ等)に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供の可否を判断いただいた上で利用できることも併せて示している。

罹災証明書の交付については、被害認定調査において、固定資産課税台帳の情報の活用により、被災者の住所、氏名、住家の所在地等の必要な情報が得られることから、さらに固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

被災者台帳については、「被害認定結果」や「被害認定日」を記載するものであるが、これらは固定資産課税台帳の情報の利用の有無に関わらず、被害認定調査の結果、得られる情報であり、これらが固定資産課税台帳の情報に該当するものではないことから、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

応急危険度判定については、外観のみで被災した建築物の危険性を判定するものであり、固定資産課税台帳の情報が必要になる場面ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は能登半島地震の被災地において被害認定調査業務及び罹災証明書発行業務に従事した職員の意見を踏まえ、災害時における早期の対応を図る目的で行うものである。

本人同意のない課税情報の取扱いについては、被災直後の混乱した状況の中、個別具体の状況に応じて、地方税法の守秘義務に抵触しないことを、各自治体で判断することは非常に困難であると考えられるため、災害時には本人同意がなくとも課税情報を利用できることを前提とされたい。

罹災証明書の交付については、課税情報の「家屋課税番号(家屋を認識する番号のこと)」を鍵として、罹災証明書申請者に被害認定調査の結果を容易に照合させることができ、被害認定調査から罹災証明書の交付までの期間が短縮され、正確性も増すことが期待できる。

また、被災者台帳についても同様に、当該「家屋課税番号」を鍵として、被災者台帳の記載事項に掲げられている「被害の状況」についての突合作業が迅速化され、住家が避難の必要な状況にあるのか、罹災証明書の交付状況など、被災者の置かれている状況が被災者台帳から早期にわかるようになる。

能登半島地震の被災地応急危険度判定活動では、調査母数が非常に多く、1棟当たりの調査時間は非常に短いものであった。このように、短期間で調査を求められる場合、外見で判断できない構造種別や階数、用途などに対して調査票の記載は不完全なものが多くなることから、建物の被害情報を被害認定調査と円滑に連携し迅速な罹災証明書の発行へとつなげるためにも「家屋課税番号」で統一化することは非常に有効である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を踏まえ、適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、家屋の所有者の同意がない場合の具体的な取扱いはいずれに示しているところであり、当該取扱いをこれ以上具体化することは困難であるとする。

御指摘の家屋課税番号については、法令上明確な定義がなく、付番の目的やその使用方法是団体ごとに異なると考えられるが、固定資産課税台帳において他の課税情報と一体的に管理されている情報として、一般的には課税情報に当たるものと考えられる。

その前提に立つと、被害認定調査においては、家屋課税番号を用いて調査結果を管理することは可能であるが、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び被災建築物応急危険度判定における家屋課税番号の利用は、地方税法第22条に抵触するおそれがある。このため、これらの事務において家屋課税番号を利用する場合には、事案の重要性、緊急性等と私人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要がある。

一方、応急危険度判定や被害認定調査の結果に関する情報の紐付け等により、被災者台帳の作成を含む各事務を効率的に実施することは重要であることから、そのための方策について、関係省庁で協議のうえ、検討を進めたいと考えている。なお、第1次回答のとおり、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成及び応急危険度判定の実施に際しては、課税情報が必要となるものではなく、また、応急危険度判定の結果を被害認定調査に活用する場合には、例えば、家屋課税番号とは別の“通し番号”を用いて被害認定調査の対象物件と応急危険度判定の対象物件を紐付けし、かつ、課税部局において“通し番号”と家屋課税番号とを紐付けることや、建築計画概要書等を用いて建物情報を整理することなどにより、効率的に情報を管理することができると考える。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣府(1)(iv)】【総務省(10)(iii)】【国土交通省(7)】

災害対策基本法(昭36法223)

災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査(90条の2第1項)、被災者台帳の作成(90条の3第1項)及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	166	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	166)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し

提案団体

群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

特定都市河川に係る標識の設置について、国土交通省令で定める基準をそのまま準用する場合は、都道府県や政令指定都市、中核市(以下、「都道府県等」という)において別途条例を定めなくてもよいこととする。

具体的な支障事例

【現行制度について】
近年、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、全国各地で大きな災害が発生していることから特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川の指定対象が全国の河川に拡大された。
特定都市河川浸水被害防止法で指定できる施設(雨水貯留浸透施設、防災調整池、貯留機能保全区域)に設置する標識の記載内容について、特定都市河川浸水被害対策法第38条、第45条及び第54条において、「国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めること」を求めている。
【支障事例】【制度改正の必要性】
標識の記載内容は、参酌すべき基準として国土交通省令に具体的に列記されており、都道府県等が独自の基準を定める余地が少ないものの、条例で定めることを規定されていることによって、特定都市河川の指定に向けた手続きと並行して、条例制定に係る多大な事務負担が発生している。
【支障の解決策】
特定都市河川に係る標識の記載内容について、国土交通省令で定める基準を変更する場合のみ、都道府県等で条例を定めることとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県等の条例制定に係る事務負担を削減することができる。

根拠法令等

特定都市河川浸水被害対策法第38条第3項、第45条第1項、第54条第1項
特定都市河川浸水被害対策法施行規則第27条、第33条、第40条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、石川県、京都府、広島市、久留米市

○特定都市河川の指定に向けた関係機関との合意形成された後に、条例制定に係る手続きを行う必要があることから、限られた時間の中での多大な事務作業に加え、特定都市河川の指定時期に大きな影響を及ぼす。
○当市は、中核市であり、現在、特定都市河川の指定はないが、令和元年東日本台風や令和5年台風第13号等により甚大な被害を受けており、今後、被害軽減に関し、特定都市河川の指定に向けた検討を行う可能性がある。
この場合には、条例制定に係る事務負担が生じる事が懸念される。
○当該制度の運用については検討前のため、現状、改正の必要性は具体的に生じてないが、検討を進める中で制度改正の必要性が高まることは十分に考えられる。

各府省からの第1次回答

特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。
この規定については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。
「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、こうした経緯も踏まえつつ、標識の内容や条例制定の事務負担など、まずは全国自治体における実態の把握が必要である。
このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、令和5年12月に特定都市河川を指定した。指定に際しては、省令に定められた基準で必要十分であると判断し、基準どおりの内容で標識設置に関する条例を制定したところであり、条例の制定はいわゆる「できる規定」で良いと考える。
また全国的に、新たに特定都市河川の指定を検討している都道府県は多いと思われるため、他県のみならず、場合によっては権限委譲される市町村も含めると条例制定に関する事務負担の影響は大きいと考えたため提案に至った。
指定を行う際に必要となる標識の内容や条例制定の事務負担のみならず、条例の制定内容に、省令に定める基準以外の内容を定めた自治体がどのくらいあるかなど、全国自治体の状況を把握の上、改めて条例委任の見直しを御検討いただきたい。また、具体的にどのようなスケジュールで調査を実施し、対応方針を決定するのか、御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

流域治水について、地域で議論するという点では条例制定と親和性の高いテーマと思われ、制定するプロセス自体も大事であると考えられるため、条例の実態を確認するとともに、自治体の意向や条例制定に際して求められるサポート等を把握し、取組の一層の進展に向けた観点から対応等を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

これまで、国土交通省では、特定都市河川制度に係る通達の発出等により、制度の解説、運用の明確化、技術的助言等を行ってきたところであり、この中で、標識設置についても、参酌基準以外の事項として住民等が理解しやすい内容に工夫することなど解説・助言を行ってきた。

その中で、今般実施した自治体への調査によると、参酌基準と同じ事項を条例に規定した自治体が多数を占めた一方、想定される参酌基準以外の事項を複数例示したところ、多数の自治体から有用との回答があった。さらには、自治体が特定都市河川浸水被害対策法によらず独自に設置又は管理する雨水貯留浸透施設等の標識において、参酌基準以外の事項を挙げている例が複数確認された。

これらを踏まえると、本制度の理解増進のための自治体への助言や、参酌基準の解釈に係る一層の周知を行うことを通じて標識設置に係る自治体の裁量範囲を明確化し、積極的な検討を促すことで、地域の実情に応じた自治体の創意工夫が期待できるものと考えられる。

また、「流域治水」の取組を全国的に推進していくという観点からも、流域関係者が一体となり、現場での創意工夫を含めた流域対策を推進することが重要であり、この取組の一つに位置付けられる雨水貯留浸透施設の設置等に係る事務においても、自治体の裁量のもと、主体性が発揮されることが望まれる。

以上より、雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準については、自治体への助言・サポートの充実を図ることで、自治体の事務負担の軽減や創意工夫の促進に十分留意した上で、引き続き、現行法令のもと条例委任を継続すべきと考える。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(14)特定都市河川浸水被害対策法(平15法77)

雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準(38条3項、45条1項及び54条1項並びに施行規則27条、33条及び40条)については、地域の実情に応じた条例の制定に資するよう、雨水貯留浸透施設等の標識で示すことが有効と考えられる具体的な事項の例を地方公共団体に令和6年度中に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	167	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	167)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

雨水流出抑制施設と浸透阻害行為の対策施設に係る許可の運用改善

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第 33 条第3項に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法第 32 条で定める浸透阻害行為の対策施設の許可について、一方の許可で双方を兼ねることができるようにすることを求める。
また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨を記載することも求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
アパートや店舗などの開発行為を行う際、都市計画法に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法で定める浸透阻害行為の対策施設の双方の許可が必要である。目的は類似しているものの、許可基準・対象施設が異なるため、双方の基準を満たすよう必要対策量の大きい方に合わせて施設設計を行い、施設を整備する必要がある。
また、太陽光パネルの設置や駐車場の整備などは開発許可の対象となっていないが、特定都市河川浸水被害対策法では、許可の対象となるなど、規制が重なる部分がある一方で、異なる部分があり、申請者から許可基準がわかりにくいと相談を受けている。
「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」(令和5年1月)では、雨水浸透阻害行為の許可に関して都市計画法の開発許可等との調整について記載があるが、都市計画法や開発許可運用指針には、関係部局との調整が必要なものとして、宅地造成等規制法や農地法についての記載はあるものの特定都市河川浸水被害対策法についての記載がない。申請者にとっては、申請窓口一本化が望ましいが、現在では、それぞれの法を所管する担当部局毎に審査を行わざるを得ない状況である。

【支障事例・制度改正の必要性】
審査を行う自治体においても、都市計画法と特定都市河川浸水被害対策法とで許可対象や許可基準が異なるため、基準を満たしているかの確認を所管部署がそれぞれ行う必要があり、許可までの時間が倍増している(県内の特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為許可と都市計画法の開発許可、双方の申請が必要になる申請は年間 20 件程度、各審査に必要となる標準処理期間は各1か月程度)。そのため、都市計画法に基づく開発許可で求める雨水流出抑制施設と特定都市河川浸水被害対策法で定める浸透阻害行為の対策施設の許可について、双方の許可基準が統一されることが望ましいが、開発許可の審査の際に、特定都市河川浸水被害対策法の許可基準を満たすかどうかをチェックするというプロセスを追加し、開発許可の対策量が多い場合は開発許可で、特定都市河川浸水被害対策法の対策量が多い場合は特定都市河川浸水被害対策法で許可をする、といったように、一方の許可で双方を兼ねることができるようにすることを求める。
また、都市計画法の審査を担う所管部署への国からの通知などがなく、特定都市河川浸水被害対策法との調整の必要性が認識されていない。河川担当部署と都市計画担当部署間の円滑な調整を促すため、開発許可運

用指針等に、特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨を記載すべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者の施設設計に係る負担が軽減され、申請から許認可までの時間短縮を図ることができる。
また、許可手続きを行う行政事務の負担軽減、効率化を図ることができる。

根拠法令等

特定都市河川浸水被害対策法第 32 条
都市計画法第 33 条
流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和 5 年 1 月 監修：国土交通省水管理・国土保全局 編著：一般財団法人国土技術研究センター）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、久留米市

○当市における雨水浸透阻害行為の許可事務については、開発調整部局にて受領する「開発許可の適用照会申請」にて申請された案件をもとに、許可の可否を判定しているところであるが、開発許可に該当しない駐車場の整備等においては、適用照会に至らないケースが散見されるため、組織内で漏れが生じるおそれがあることから、窓口の一元化もしくは双方の許可基準が統一される制度であることが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

都市計画法第 29 条に基づく開発許可及び特定都市河川水害対策法（以下、「特定都市河川法」と言う。）第 30 条に基づく雨水浸透阻害行為の許可については、以下のとおり、それぞれが対象とする行為の態様及び範囲が異なっている。

都市計画法上の開発許可は、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」に係る許可制度であり、良好な宅地水準の確保とともに市街化調整区域における開発行為を抑制する観点から、市街化区域、市街化調整区域等の区分に応じて許可を要する開発行為の規模が異なっている。一方、特定都市河川法における雨水浸透阻害行為の許可は、建築物の建築等の有無にかかわらず、宅地等にするための土地の形質の変更や土地の舗装等の行為を対象としており、また、流域における浸水被害対策という観点から、市街化区域、市街化調整区域等の別にかかわらず、一定規模以上の雨水浸透阻害行為については一律に許可を要している。

また、特定都市河川法においては、指定される河川流域全体の浸水被害の防止を目的とするのに対して、都市計画法第 33 条第 1 項第 3 号に規定する開発許可における排水施設に係る基準は、「排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力」と定められているところ、「開発区域及びその周辺の地域」について、開発区域の直下流はともかく、下流域まで含まれると解することは困難である。上記の理由により、都市計画法に基づく開発許可及び特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為の許可について、一方の許可で双方を兼ねることができるようにすることは困難である。

また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨記載する点については、開発許可において密接な関係を有する法令は多岐にわたるため、開発許可制度運用指針において、「土地に対する行為の制限を定めた他の法令による許可・認可等の処分をも必要とする場合においては、その法令を所管する部局と連絡調整を密にし、極力当該法令に基づき提出される書類等との共通化を図り、申請者に無用の負担を課すことのないように取扱う」旨の助言を行っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答のとおり、2つの法律の趣旨に相違があることは認識している。現在、両法律の許可対象となる行為、具体的には、都市計画区域内かつ特定都市河川流域内における宅地等以外の土地で行う一定規模(1000㎡)以上の建築物の建築を伴う行為については、両法律の基準を満たす必要があり、申請者が開発許可と雨水浸透阻害行為の許可を得るためには、両法律の所管部署に並行して協議を行い、両法律で求める必要対策量を所管部署に確認のうえ、申請をしている。また、所管部署同士も、双方で調整の上、雨水浸透阻害行為の審査、許可業務を行っているところである。

他方、特定都市河川指定に伴い、申請者にとっては指定前と同様の行為を行う場合においても、申請先及び申請書類が増え、また、許可事務手続きを担う行政においても、許可事務の追加やそれに伴う関連部署間での連絡調整が新たな業務として増え、当県では増員して対応している。こうした申請者及び行政における事務負担の軽減や効率化を図るため、一方の許可で双方を兼ねることができるよう、再度御検討をお願いしたい。

許可事務の業務が増えることは、特定都市河川指定の推進における障壁にもなっていると想定され、全国自治体の実態も調査いただいたうえで、今後の対応を検討いただきたい。

また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨記載する点については、土地に対する行為の制限を定めた他の法令に比べ、指定地域が限られていることもあり、調整の必要性が未だ十分に認識されていない状況であることから、申請漏れを防ぐためにも他法令という纏めた表現ではなく具体的な記載をお願いするものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、都市計画法第29条に基づく開発許可及び特定都市河川浸水被害対策法(以下「特定都市河川法」という。)第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可については、それぞれが対象とする行為の態様及び範囲が異なっていることに加え、両者の基準も以下のとおり異なるため、一方の許可で両方を兼ねることは困難である。

都市計画法に基づく開発許可の排水施設に関する基準においては、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出するとともに、その排出によって溢水等の被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるよう設計が定められていることを許可基準としている。

一方、特定都市河川法に基づく雨水浸透阻害行為の許可については、開発等の行為により流出雨水量が増加し、河川管理者が計画的に行う浸水被害防止のための対策による効果を減殺させないために、行為区域の規模、土地の利用形態等により算定した流出雨水量の最大値が、雨水浸透阻害行為によって増加することのないよう対策工事の計画が定められていること等を基準としている。

その上で、一方の許可が他方の許可基準も満たすような場合には、特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインに記載のとおり、自治体の運用において審査体制を一本化し双方の許可を行うこと等については排除しておらず、自治体の関係部署において協議・調整のうえで柔軟に対応すべき事項であると認識している。なお、事務負担の軽減については、令和5年8月に開設した特定都市河川ポータルサイトにおいて、先行事例を紹介するとともに、実務担当者による会議の開催等による情報共有を行うなど、取組を進めてきたところ。引き続き、事務負担の軽減について検討していく。

また、開発許可制度運用指針等に特定都市河川浸水被害対策法と調整が必要である旨を記載する点については、指定地域が限られており、調整の必要性が十分に認識されていないという御見解を踏まえ、地方公共団体への情報提供について検討したい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定) 記載内容

4【国土交通省】

(10)都市計画法(昭43法100)及び特定都市河川浸水被害対策法(平15法77)

開発許可(都市計画法29条)に併せて雨水浸透阻害行為の許可(特定都市河川浸水被害対策法30条)が必要になる場合については、双方の許可基準に適合する工事として計画される必要があるため、所管部局間にお

いて十分な連携が図られるよう、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	181	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	181)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設機械抵当法に基づく打刻手続きの見直し

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設機械抵当法に基づく打刻について、航空機への登録記号打刻において認められているように、打刻の実施主体を都道府県から申請者等に変更し、併せて、打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設機械抵当法上の打刻(以下、「当該打刻」という。)は、国土交通大臣の権限に属する事務と定められているが、同法施行令第3条第1項及び第3項により、都道府県知事許可を受けた建設業者からの申請による打刻は、第一号法定受託事務により、都道府県知事が行うこととされている。

また、同施行令制定附則第2項において、大臣が行うべき打刻は、当分の間、知事が行うこととされたまま、長期間が経過している。

【支障事例】

当該打刻は、非常に申請件数が少ない(当県では数年に1件程度)ため、職員にノウハウの蓄積がない。

このため、事務に必要な、打刻の方法の習熟、打刻機の試運転、事前の打刻の練習等に長時間を要しており、申請者にとって不利益が生じるおそれがある。

また、打刻機は特殊な器具のため高価(当県の空気式打刻機は一式で約75万円)なものであり、使用頻度が少ない器具を各都道府県が備えている現状は、無駄が大きい。さらに、打刻機はかなりの衝撃や大きな音が出るため、庁舎内での練習等は困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

打刻内容のプレートを申請者側で付けても良いかという問い合わせは受けたことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者等が自ら、打刻や打刻した金属板の固定を行うことで、手続きに要する時間の短縮が見込まれる。また、処理件数が少ない事務に対する行政の準備の負担が軽減されることで、都道府県事務の効率化につながる。

根拠法令等

建設機械抵当法第4条第4項、建築機械抵当法施行令第3条第1項、第8条第1項、附則第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、高知県、宮崎県

○当県においても建設機械の打刻は5年以上も事例が無く、打刻のノウハウは全く失われており、もし申請があった場合には、打刻の習熟をどのように行えるのかという検討からスタートする状況である。（当県では打刻機は所有していないので、手作業での打刻となる。）

○当県において当該打刻は20年以上申請がなく、職員の打刻技術の問題はもとより、打刻機の老朽化が懸念される。

各府省からの第1次回答

①打刻の実施主体については、都道府県担当者の立ち会いのもと、申請者が自ら打刻するといった運用が可能であることを明確化することについて検討する。

②打刻した金属板を建設機械に溶接するなど、剥離できない状態で固着させることを前提として、打刻した金属板を固定する方法によることも可能であることを明確化することについて検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。

なお、①について、打刻の実施主体に引き続き都道府県が残るものと思われ、現行同様の事務体制の維持が求められることとなるが、速やかな打刻の実施と、都道府県の事務負担の軽減のため、実施主体を申請者のみとし、都道府県は申請者が実施した打刻の確認を行う取扱いとしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

都道府県による打刻が選択肢として残ることにより、現行と同様の事務体制の維持が求められる。申請者に打刻を任せることに関する都道府県への意向確認や、打刻に係る申請者と都道府県の負担について実態調査を行った上で、都道府県が打刻を行わなくてよくなるような整理ができないかについても検討いただきたい。

また、本打刻は事実行為であるとの説明があったところ、都道府県及び申請者以外の第三者が打刻可能であることを周知することも、対応として考えられるのではないか。

打刻方法については、航空法との並びや確実な周知の観点から、省令で定めることが適切ではないか。

各府省からの第2次回答

打刻作業の運用実態や運用の見直しについて、都道府県や打刻実績のある事業者に対して調査を行った上で、改めて、本提案の趣旨を踏まえつつ、見直しの検討を行う。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

（5）建設機械抵当法（昭29法97）

建設機械への記号の打刻（4条）については、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・打刻の方法については、令和6年度中に省令を改正し、記号を打刻した金属板を剥離できないよう固着させる方法によることも可能とする。

・打刻作業の実施主体については、都道府県職員の立会いの下、申請者又は都道府県の委託を受けた者が打

刻作業を行うことが可能であることを明確化し、都道府県に令和6年度中に通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	196	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	196)			提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市施設の集約化・複合化の実現に向けた立体的に定めることができる都市施設の拡大等

提案団体

東久留米市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法(以下「法」という。)第11条第3項及び法施行令第6条の2においては、立体的な範囲を定めることができる都市施設が限定された規定となっており、立体都市計画が想定される法第11条第1項第5号から第7号の各都市施設についても、立体的な整備が可能となるよう、法律及び政令で定められている都市施設の対象範囲の拡大を求める。
また、上記の都市施設の対象範囲の拡大に伴い、これに関わる都市計画制度全般の改正等を求める。

具体的な支障事例

既成市街地の再構築等により都市施設を含めた都市構造の再編に取り組んでいくにあたり、限られた土地資源の有効活用に加え、老朽化した公共施設の更新・統廃合なども計画的に行い、都市生活者の利便性向上や都市環境の確保に努めながら、最適配置を実現していくことが求められている。特に、公共施設の更新等に当たっては、各基礎自治体が策定している公共施設等総合管理計画の中で、相当な財政負担が必要なことが明らかとなっており、その方策の一つである公共施設等の集約・複合化による再編は、全国的にも大きな課題であると認識している。

一方、都市計画運用指針では、都市施設を同一の区域内に立体的に整備することで複合的な土地利用を行うことによって、土地の有効・高度利用、都市機能の有機的な連携、魅力的な都市空間の創出等のニーズに応えることができるとされているものの、法第11条第3項及び法施行令第6条の2においては、立体的な範囲を定めることができる都市施設が限定された規定となっている。

このことから、限られた土地資源の中で、教育文化施設である学校、図書館、生涯学習施設、体育館等及び社会福祉施設である保育所、障害福祉施設等を、1棟の複合施設として建設するに当たり、都市計画税を活用し、都市計画事業として一体的に整備することができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

これまでの市民説明会等では、複合施設について「ジャンルの違う団体の交流が生まれる」、「活動団体と障害者、高齢者との交流がしやすい」などの意見が出ている。

公共施設の更新・統廃合を進めるに当たり、事業者等からは施設を複合的に整備し、相乗効果を生むことが望ましいとの意見が出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民の福祉を増進する目的をもって設ける公共性の高い施設として、都市計画に位置付けて計画的に整備を行うことにより、例えば、生涯学習活動の拠点となる集会施設や図書館、保育施設等を1棟の複合施設として集

約化し、こどもの学びや子育てしやすい環境を向上させるとともに地域住民の繋がり拠点として複合的なサービスを提供することができ、住民サービスの充実に資する。

更に、都市計画マスタープランに位置付け、計画的に取り組むことにより、当該施設を拠点としたまちづくりのデザインを市民等と共有しながら進めていくことができる。

本市では「本市公共施設等総合管理計画」において「施設の更新の際は、施設の複合化を前提として検討する」としており、制度の対象が拡大された場合、本計画に基づいた複合化を一層推進することができる。

また施設維持管理の観点からも効率化を図ることも可能であり、本市のみならず、人口減少化において公共施設の維持更新が課題となっている自治体においても、公共施設の維持管理の効率化に寄与するものと考えている。

根拠法令等

都市計画法第 11 条第3項
都市計画法施行令第6条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、高松市

—

各府省からの第 1 次回答

立体都市計画制度は、都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画上明確にすることで、当該都市施設の上下空間における建築の自由度を高め適正かつ合理的な土地利用の促進を図るものであり、この立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設については、都市計画法（以下「法」という。）第 11 条第3項において、通常、空間や地下に整備することが都市施設の性格上想定できない施設等を対象から除き、限定して規定されているところである。一方、同一の区域において複数の都市施設に関する都市計画を重複して決定することは妨げられていないため、今回の支障事例で示されているように複合施設を同一区域内に立体的に整備する場合は、各都市施設に関する都市計画を同一区域に重複して定めることが可能である。都市計画事業に関しては個別に事業認可を受ける必要があるが、並行して認可協議を行うことで円滑に事業を進めることが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

立体都市計画制度は、都市計画法（以下「法」という。）第 11 条第3項において定める都市施設に限定し規定されていることは承知しておりますが、教育文化施設や社会福祉施設などの都市施設を立体的に整備するにあたり、当該施設が同項に規定されていないことから、今回、提案を行ったものです。本市では、限られた土地資源の有効活用を図るとともに、老朽化した公共施設の更新・統廃合なども計画的に行いながら最適な公共施設の配置を検討しており、こうした中で、例えば、1 棟の建物の 1 階部分には教育文化施設である図書館、2 階部分には生涯学習施設、3 階部分には社会福祉施設である保育所を設置した複合施設を都市計画施設として立体的に整備していくことを考えております。この点第 1 次回答では、「複合施設を同一区域内に立体的に整備する場合は、各都市施設に関する都市計画を同一区域に重複して定めることが可能である」とされておりますが、法第 11 条第3項の規定には該当しない場合の複数の都市施設に関する都市計画を立体的に重複して決定することができるという考え方について御教示をお願いします。

また、本提案に対して示された回答については、全国の自治体に向けた周知について御検討をお願いします。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。
また、現行制度の枠組み内でも改善できる余地がある場合には、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

都市計画法第11条第1項においては、同一の区域に平面的に重複して都市施設を定めることが可能であり、今回の支障事例で示されているような同一の建築物の中に複数の都市施設の機能を持つ複合施設を整備する場合は、各都市施設に関する都市計画を同一の区域に平面的に重複して都市計画決定することで、限られた土地資源の有効活用を図ることが可能となる。
同一の区域に複数の都市施設を平面的に重複して定めることが可能であること及び都市計画事業に関しては個別に事業認可を受ける必要があるが、並行して認可協議を行うことで円滑に事業を進めることが可能である旨は、地方公共団体に適切な方法で周知することを検討したい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】
(9)都市計画法(昭43法100)
(i)都市施設(11条1項)については、一定の都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めること(同条3項)なく、同一の区域に複数の都市施設を定めることが可能であることや、複数の都市施設を定めた場合であっても都市計画事業が円滑に実施できるよう、各都市計画施設に係る都市計画事業の認可及び承認(59条1項から4項)に係る手続を並行して行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	202	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	202)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

ソーラーカーポートを設置する場合の建ぺい率の計算における、建築面積への算入除外

提案団体

広島県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

ソーラーカーポートを設置する場合は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置促進に関する計画の策定なしに建ぺい率の計算における、建築面積への算入を除外すること。
また、建ぺい率の計算における建築面積への算入除外とならない場合でも、計画策定なしに建ぺい率の緩和を行うこと。

具体的な支障事例

地元企業からは、再生可能エネルギー導入施策として、ソーラーカーポートが取り組みやすいものの、建ぺい率の関係から既存住宅等での設置を断念するケースが多いという意見が寄せられている。
国は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」において、令和6年4月から、「再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」(以下、「促進計画」とする。)の中で、市町村が「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」(以下「促進区域」とする。)を設けることで、特定行政庁の協議のもとで特例的に基準緩和を図ることができるとしている。
しかし、エネルギー基本計画で再生可能エネルギー量を全国的に増やそうとしている中で、促進区域を定め特例を適用するとなると地域差が生じ、また、体制面等の課題から促進計画の策定が困難な自治体を取り残されてしまい、再生可能エネルギー普及の足かせになる懸念が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地元企業によると、ソーラーカーポートはメンテナンスも簡単で、「屋根置きタイプの太陽光発電」よりも施工主の心理的ハードルが低い傾向にあるが、建ぺい率の問題が支障であるとのこと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存住宅等への太陽光パネルの設置の手段が増えることになり、市町村に対し追加的に計画策定の負担を課すことなく、エネルギー基本計画における再生可能エネルギー比率の向上に貢献できる。

根拠法令等

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、豊橋市、高松市、沖縄県

—

各府省からの第１次回答

建築基準法第 53 条に規定する建蔽率制限は、通風、採光等の観点から市街地環境の保全を図る目的で規制を行っており、市町村が都市計画において数値を定めるものであって、ソーラーカーポートについて、建蔽率を一律に緩和することは困難である。

その上で、建築物への再エネ利用設備の設置は、導入ポテンシャルがあり地域の合意も得られるなど導入に適した区域において促進することが望ましいことから、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度では、市町村が促進計画において対象区域を定め、当該区域内の特例適用要件に適合する建築物であって、特定行政庁が安全上、防火上、衛生上支障がないと認めて許可した場合には、その許可の範囲内において当該限度を超えることができることとしたところである。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

系統への負荷、再エネ賦課金、出力制御等の影響を受けない、オンサイトによる自家消費型の太陽光発電施設の導入を促進するため、ソーラーカーポートの設置は、設置場所が限られる我が国において効果的なツールであると考えられることから、建ぺい率の一律緩和は、再生可能エネルギーの導入促進に資するものであると考える。

建築基準法第 53 条に規定する建蔽率制限は、市町村が都市計画において数値を定めるものであることは承知しているが、以下について、お示しいただきたい。

- ・ソーラーカーポートの建ぺい率の緩和により、具体的にどのような支障を想定されているのか。
- ・密集市街地等において延焼防止性能の高い建築物への建替え等を促進するため、準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の緩和が一律に行われた事例もあるが、なぜ脱炭素社会実現に向けたソーラーカーポート普及のために建蔽率の一律緩和が困難であるのか。
- ・「通風、採光等の観点から市街地環境の保全を図る目的で規制」されているということであれば、むしろソーラーカーポートの建ぺい率の緩和を一律で実施した上で、市街地環境の保全を図る目的で規制が必要な場合においてのみ、その区域へ限定的な規制を行うような制度とすることはできないか。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【沖縄県】

所管省庁からの回答による方式では、多くの市町村において、提案事項にて示された事項を達成することは困難であると思われるため、引き続き提案事項（ソーラーカーポートを設置する場合の建ぺい率の計算における、建築面積への算入除外）を要望していきたいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

第１次回答のとおり、ソーラーカーポートについて、一律に建蔽率制限を緩和することは、通風、採光が十分に確保されないほか、火災発生時の延焼が懸念される。

都市計画において、準防火地域や防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域として位置づけられており、上記の建蔽率制限の目的を考慮した上で、耐火建築物などの延焼防止性能を有する建築物に対して緩和措置を講じているものであり、一律に緩和しているものではない。

また、今般の省エネ法改正における再エネ設備の設置促進に当たって建蔽率制限が支障となるような場合にあっては、促進計画に定められた特例適用要件を満たす建築物について特定行政庁が個別に安全上等の支障がないことを確認し、市街地環境への影響を把握した上で、特例的に許可すべきものとして位置づけている。な

お、促進計画の作成にあたっては、促進区域内の住民から広く意見を聴取したうえで、意見を反映させるために必要な措置を講ずることとなっており、地域住民から一定の理解を得た上での特例措置としている。
以上のことからソーラーカーポートについて一律に不算入とすることは困難である。
なお、建蔽率は地方公共団体が都市計画で定めることとなっており、その市街地の将来像等を勘案して当該地域の都市計画に定める数値の引き上げや用途地域等の変更も現行制度において可能である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	203	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	203)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

脱炭素促進区域と建築物再生可能エネルギー利用促進区域の制度の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

「脱炭素促進区域」と「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という、省庁ごとの類似の制度を見直し、「脱炭素促進区域」の指定を受ければ、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」に適用される措置を受けられるよう求める。

具体的な支障事例

地球温暖化対策推進法にある、地域における「脱炭素促進区域」の指定と趣旨が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律にある「建築物再生可能エネルギー促進区域」と重複している。一体的な策定が可能とはされているが、重複する区域設定の根本的な解決には至っておらず、事務負担が増加している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」における「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」の指定と、「地球温暖化対策推進法」における「脱炭素促進区域」の指定は、趣旨が重複していると考えられるため、それぞれの制度で適用されている措置が1つの制度で完結することで、関係許認可手続きのワンストップ化や建築基準法規制などの特例許可を一体的に受けられ、区域の指定が広まり、再エネ導入の促進につながる。

根拠法令等

地球温暖化対策推進法第 21 条第5項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 67 条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、神奈川県、豊橋市、大阪府、鳥取県、高松市、熊本市

○当市では、次期実行計画の改訂において促進区域の設定を検討しているが、国が脱炭素化を推進していく中で、各省庁で重複する設定が存在することは検討に必要以上に時間を要してしまうものと考えている。

各府省からの第1次回答

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画と一体的に策定することが可能である。例えば、促進計画に記載すべき事項を地方公共団体実行計画に記載し、促進計画として効力を有する旨を明記することで、当該地方公共団体実行計画を促進計画として扱うことが可能である。なお、この旨は既に建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドラインにおいて自治体に広く周知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省の第1次回答は、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画」及び「地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画」の双方の策定が必要であることを前提とした回答になっているが、再生可能エネルギーの導入促進という同じ目的に対し、類似の制度が複数存在することは、計画を策定する基礎自治体の制度設計を困難にするとともに、特例等を利用する国民や事業者にも分かりづらいものとなっている。脱炭素社会の実現に向けて、制度自体を一本化することにより、基礎自治体、国民・事業者の双方に分かりやすい制度となり、再生可能エネルギーの導入促進にも資するのではないかと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度は、建築物に設置される再生可能エネルギー利用設備のみを対象に、建築士による再生可能エネルギー利用設備に関する説明義務と建築基準法の形態規制の特例許可制度により、地域における再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを目的とした制度である。一方、地球温暖化対策の推進に関する法律における地域脱炭素促進事業の対象となる区域（温対法上の促進区域）は、主に事業として設置する再生可能エネルギー利用施設を対象としており、当該区域内で発電事業者等が提出した「地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画」が市町村に認定された場合、手続き面での特例等を認めるものである。

以上のとおり、両者は、法律により認められる効果が異なることから、制度の一本化は困難である。なお、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画に記載すべき事項を地方公共団体実行計画に記載し、促進計画として効力を有する旨を明記することで、当該地方公共団体実行計画を促進計画として扱うことが可能であるため、各自治体の判断で、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の促進計画と地方公共団体実行計画を一体化することは可能であり、計画を一体策定することで基礎自治体の追加的な負担はないと考える。

引き続き、これらの計画の一体策定に係る好事例等を示すとともに、これらの区域における特例を広報すること等により、基礎自治体、国民・事業者のいずれにも分かりやすい制度となるよう努めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省(12)】【環境省(9)】
地球温暖化対策の推進に関する法律（平10法117）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平27法53）
建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律67条の2第1項）については、地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律21条1項）と一体のものとして策定することが可能であることを、改めて地方公共団体に令和6年度中に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	205)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム(ADAMS)により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

各府省からの第 1 次回答

補助金等の交付事務の一部を都道府県が行うこととする場合、当該都道府県知事の同意を求めなければならないこととされており、国の一方的判断で都道府県に処理させることを認めることを許しているものではない。(会計法に係る規定についても同様)

このため、本提案の内容については、既に補助金等適正化法令及び会計法令上措置されており、制度の見直しは要しないものとする。

また、現在、250 を超える事業について法定受託事務が定められているが、仮に全ての事業について都道府県への法定受託を行わない場合、各府省に相当の追加人員を手当する必要があるが、各事業の実施に当たっては、その目的・対象・事務手続き等を総合的に勘案して、より効果的・効率的な手法を選択することが望ましいため、市町村等向けの交付事務について一律に法定受託を禁止することは適切ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今後、補助金適正化法等に基づき法定受託事務の同意依頼があった場合には、今回の「関係府省からの第 1 次回答」の内容を踏まえ、同意の可否を検討していきたい。

なお、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まえれば、国において直接実施が可能と考えるため、積極的な検討を求めたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

当該提案に係る事務について都道府県を経由する必要があるか、現場の実情を踏まえ、各補助金等について個別に検討が必要な事項である。

各府省からの第 2 次回答

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 26 条第 2 項は「できる規定」であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定から、事務委任に当たっての都道府県知事の同意については、国の一方的判断で決まって

いるものではない旨、法令に明記されていることから、制度の見直しは要しないものとする。なお、各府省庁に対し、上記法令の趣旨について通知等による周知を検討する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【財務省】

（3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179）

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部（26条2項）については、その趣旨を踏まえ、適切に都道府県知事の同意（施行令17条2項及び3項）を得る必要があることを、関係府省庁に令和6年度中に改めて通知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	206	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	206)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

提案団体

郡山市、愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担に及びざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票(納付書)により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例
電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料(個人負担分及び事業主負担分)、国有林借地料、借入償還金(国土交通省分)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和 27 年大蔵省令第 141 号)第9条
国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和 29 年大蔵省令第 39 号)第 12 条
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月29日総行行第 85 号総税企第 35 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

各府省からの第 1 次回答

○提案団体より示されている手数料等の納付方法に対する回答

1. 総務省

・電波利用料については、すでに口座振込(注)が可能となっているため、ご要望には対応済みといった認識である。

注:ここで言う「口座振込」は、次の2つを意味すると考えられるが、電波利用料においてはいずれも可能。

(1) 納付義務者が保有している金融機関の口座に、いわゆる「口座振替」を設定し、支払日が到来したら、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの。

(2) 毎回、請求がある度に、納付義務者が保有している金融機関の口座から、ATMやインターネットバンキング機能などを利用して、当該金融機関に支払いを指示し、当該金融機関が支払い(振込)事務を行うもの(=いわゆるペイジー利用による口座振込)

なお、(1)の根拠規定は、電波法第 103 条の2第 23 項。(2)の根拠規定については、現行法上、(特に規定をおかずとも)可能(=根拠規定なし)。

<参考> 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律についてのガイドライン(令和4年 10 月 18 日デジタル庁)によれば、インターネットバンキングは、手続きがオンラインで行われるといった特殊性を除けば納付義務者本人による現金支払いと同視することができるとしている。その上で、財政法には、デジタル納付を妨げる規定はなく、個別法において(印紙払いによる納付に限る等の)現金以外の納付方法に限る規定がなければ可能としている(P3)。なお、電波法においては、そのような現金以外の納付方法に限る規定はない。

口座振込の周知については、注(1)及び注(2)のいずれについても、納付義務者に直接送付している納付書や、同封しているリーフレットに記載する形で実施している。また、総務省 電波利用ホームページなどにおいても、実施している。

2. 財務省

・消費税確定申告等により納税者が国税を納付するに当たっては、納付書・現金を用いない納付手続としてダイレクト納付(e-Tax による口座振替)、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付手段を用意しているところ、特にダイレクト納付(e-Tax による口座振替)については、税務署に事前に届け出ることによって予め指定した口座から口座引落としにより国税の納付が可能である。

・国有財産貸付料は、国有財産法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

3. 文部科学省

・被災者支援総合交付金は予算補助であり、その額の確定に伴う返還金は、現状、官庁会計システム(ADAMS II)を通して発行される納入告知書等による納付にのみ対応しているところ、当該納入告知書等においてペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

4. 厚生労働省

・社会保険料のうち労働保険料(労災保険料及び雇用保険料)については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。

加えて、電子申請によって労働保険料に係る申告を行う場合や労働局から送付される納入告知書等を用いる場合は、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。
・社会保険料のうち厚生年金保険料については、厚生年金保険法において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、日本年金機構から送付される納入告知書については、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(同法上は、自治体による納付についても妨げられるものではない)

5. 農林水産省

・国有林野貸付料は、国有財産法第 23 条第 2 項において口座振替による納付を可能とする取扱いとしている。加えて、官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

6. 国土交通省

・借入償還金は、官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等についてはペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)も可能となっている。

(参考)公金の納付方法に関する法令上の定めについて

「根拠法令等」欄に記載された歳入徴収官事務規程第 9 条及び国税収納金整理資金事務取扱規則第 12 条は、納入の告知を文書で行う旨を示した規定であり、具体的な納付方法を規定しているものではない。また、国の収入について規定している財政法においても、収入の納付方法について何ら制限を設けておらず、振込を含むデジタル納付を行うことは、財政法においても妨げられていない。

実際のところ

・官庁会計システム(ADAMSⅡ)を通して発行される納入告知書等においては、ペイジーでの納付(ATM やインターネットバンキングでの納付)が可能

・個別法に現金以外の納付方法(印紙や証券)に限る旨の規定がある歳入等の納付については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)や情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和 4 年法律第 39 号)に基づき主務省令で定めることにより、インターネットバンキングによることが可能

・情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に基づき主務省令で定めた場合には、クレジットカード決済等(クレジットカード決済、電子マネー決済、QRコード決済及びコンビニ決済)による納付が可能

となっているところであり、手数料等の納付方法については、各省各庁が自ら選択しうる状況にある。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 4 年 3 月 29 日付総務省通知の趣旨を踏まえ、インターネットバンキング等の情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

一方、現状では電子記憶媒体(DVD)を利用した口座振込の方法(当県の場合)を実施しており、インターネットバンキングの活用によって財務会計システムの改修等新たな経費負担の発生が見込まれることから、インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法についてご検討いただきたい。

ペイジー利用による支払の場合、インターネットバンキングを使用する際の新たな経費負担発生や、資金前渡により現金で支払う場合のセキュリティなど課題もあるが、情報通信技術を最大限に活用できるよう、支払方法について引き続き検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第 2 次回答

インターネットバンキングに限らず口座振込を可能とする方法について

金融機関における国庫金の領収済データについては、ネットワークを通じ、金融機関から日本銀行を経由し官庁に送信されるところ、領収済データは納入告知書等に印字されている各種番号に紐付いており、当該データ

に基づき、官庁は債権情報の突合や収納登記を行っているため、支払い口座（振込先の金融機関名・支店名・口座番号や振込金額）のみを指定した口座振込に対応することは困難である。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	216	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	216)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

水利権運用や豊水水利権の拡充

提案団体

佐世保市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

水利権運用や豊水水利権の拡充などの制度運用について求めるもの。
当市は長年水源開発に取り組んでいるが 40 年以上の工期延長となっており、その間、幾度も渇水リスクの顕在化による被害を受けているため、水源開発完了までの間、豊水水利権の拡充並びにダムへの貯留を新たに認める等の柔軟な水利権運用により、水道供給の安定性向上を求めるもの。
現行制度で可能である場合は、河川管理者の柔軟な制度運用を促す措置等をお願いしたい。

具体的な支障事例

当市は計画取水量 118,000 m³/日に対し、安定水利権が 77,000 m³/日しかないため、昭和 50 年から県を事業主体とする新規ダム建設事業に参画しているが、現在においても具体的完成の見通しが立っていない。
そのため、当市では、河川直接取水を優先しダム貯水を温存する取水運用に加え、予備水源(不安定水源)の恒常的利用、少雨時に河川管理者の承認を受けて水利権量を超えたダム取水等の運用を行っているが、毎年のように渇水危機に直面し、幾度も給水制限を伴う渇水被害に見舞われている。
豊水水利権は後発の水源開発の可能性に影響を及ぼすことから容易に認められない権利であることは承知しているが、現に水源開発に取り組んでいる状況にあり(かつそれが外的要因により遅延している状況)、渇水リスクの顕在化により公益が損なわれている実態がある場合において、水源開発完了までの暫定的な措置として、新たな豊水水利権(水源開発を行っている水系以外も含む)の設定および、当該水利権をダムに貯留する等の運用を行うことで、ダム貯水の延命化を図り、公益の損失を少しでも回避することを求めるもの。
渇水調整による特例取水では、既に少雨状態にあり、河川流量に乏しく、ダム貯水も低下している状況からの対応となるため、渇水回避に対して有効性が低い。新たに豊水水利権として認められることで、日常的なダム温存を有利に進めることが可能となり、渇水調整の事態に至るまでのダム貯水の延命化を図ることが期待できる。
給水制限は市民生活・企業活動・都市活動等の全分野に影響があるため、このリスクの顕在化は公益上の損失は大きい。
以上について、現行の河川法制度の改正が必要である場合は改正を、現行制度で可能である場合は、河川管理者の柔軟な制度運用を促す措置をとっていただくことをお願いするもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

給水制限の回避

取水運用に係る事務手続きの簡素化

根拠法令等

河川法第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市

○特に緩速ろ過方式による浄水施設において、水源となる河川の濁り等の影響により取水を停止することがあるが、悪天候が続き取水再開までに時間がかかった場合、処理水の水量が足りず配水に影響が出てしまうケースが生じている。

そのため、緊急時に備え、常に施設の浄水能力の上限いっぱいまで取水を行い、水量を確保するようにしたいが、水利権で認められた範囲でしか取水することができない。

平時には、現在設定された水利権を超えて取水した水量については、ろ過後の処理水を河川に放流することが可能であるため、単に取水量で判断するのではなく、放流水と差し引きした水量で取り扱うよう、柔軟な水利権運用を求めたい。

○当市の主な水道水源は、毎年のように取水制限が実施されるダムとわずか2ヵ月の少雨で水位が大きく低下する地下水の2つで、人口約 50 万人を支える都市基盤としては非常に脆弱である。

そのため、当市では現在、水源確保策を検討しているところであるが、いずれの方策も実現には水道料金への影響が大きく、将来の世代への負担を考えると慎重に進めざるを得ない状況である。

このような中、少しでも渇水対応を回避するための暫定的な措置として、結果的にダムの延命化につながる弾力的な管理を可能な限り継続していただく、措置をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答

河川法第 23 条に基づく流水の占有は、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することをいう。

流水の占有の許可に当たっては、原則として、取水予定量が、基準渇水流量（10 年に1回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであり、水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたもので、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当なものである必要がある（安定水利権）。

豊水水利権は、河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できる水利権をいう。安定水利権が基準渇水年においても通年取水することが可能なのに対し、豊水水利権は、①豊水時にしか取水できないため、水利使用の目的が十分に達成されないおそれがあること、②豊水利用の促進により、河川流量の平準化が進み、流路の変化が乏しくなることにより、河川環境の多様性に対する影響が生じるおそれがあること、③付された条件に反した渇水時の取水が行われるおそれがあるため、その水利使用の実行の仕方によっては下流の既得利水を侵害すること、④ダム建設など水資源開発を行って安定的取水を行う者との間に費用負担の差が生じること、⑤後発の水資源開発が行われると、ダムによる貯留によって利用可能な豊水が減少し、権利の形骸化をきたすこと等の問題があり許可には慎重な検討を必要とし、豊水水利権の安易な許可は水利利用の秩序を乱すおそれ大きい。

しかし、建設中のダムにより将来下流の基準渇水流量が確実に増加することを前提に緊急的に取水が必要な場合や環境用水、消流雪用水などは従来から期間を定めて豊水水利権として許可できることとなっている。

本件については、新規ダム建設事業に参画しているとのことであるため、豊水水利権としての許可要件を満たしていると思料されることから、現行制度で対応可能であると考え。なお、本提案における「新たな豊水水利権の設定」及び「河川管理者の柔軟な制度運用」については、当該河川の流況や必要な水量、貴市と河川管理者（県）の間でどのような調整がなされたか等に関する情報がないため、その是非について回答することは困難である。個別具体の対応については、河川管理者（県）において総合的に判断されるものであることから河川管理者と協議されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個別の案件への対応は、河川管理者と水利使用者にて協議すべきことは承知しているが、許可権者（河川管理者）と申請者（水利使用者）の立場であり、対等な協議が難しいケースも想定される。実際に渇水被害による市民生活及び社会活動への制限が生じていることから、制度所管省庁として、全国での豊水水利権の許可の実例とともに、制度の柔軟な運用を促すよう周知されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

本件について、貴市と河川管理者とで具体的にどのような協議がなされ、こういった問題が生じているか明らかでない状況において、貴市が求める柔軟な制度運用を促す等の対応は困難である。
貴市が抱える問題を河川管理者側と擦り合わせることで、課題解決に向けた検討を行うべき個別案件であるため、まずは、必要な水量や河川環境への影響等水利使用に必要な論点を整理のうえ、河川管理者と協議いただきたい。その上で、国の助言等が必要な場合は適宜相談されたい。
なお、豊水利用の許可事例については、国土交通省 HP（下記 URL）に掲載しているので参考とされたい。
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/riyou/jirei/kyokajirei/jirei_3.html

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	228	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	228)			提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

浄化槽設置時の建築確認申請に係る通知先の見直し

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 93 条第5項に基づく建築主事等又は指定確認検査機関からの通知先を「保健所長」から「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」に変更し、浄化槽事務を実際に行っている部署が、通知を直接受け取とれるようにすること。
また、同条第6項に基づく必要がある場合の意見についても、同様の変更を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
建築基準法第 93 条第5項により、浄化槽を設置する際に、建築確認申請を伴うものについては、保健所長への通知が義務付けられており、同条第6項に必要がある場合、保健所長は建築主事等に対して意見を述べることができる」と規定されている。

【支障事例】
当県では県の所管する保健所が管轄する地域の浄化槽の維持管理・指導等を保健所ではなく、当県水質保全課と地域振興事務所が行っている。
保健所設置市以外で建築基準法に基づく浄化槽に関する確認申請が提出された際の、建築主事等からの通知(浄化槽調書)について、通知の内容に個人情報が含まれており、慎重に取り扱う必要があること、年間の件数が非常に多く、郵送にはコストもかかること、また、1 件の通知文書に A4判の調書や A3判の図面など大きさが異なる多数の書類が混在しており PDF 化が煩雑であり容量も膨大となることなどから、受け渡しを郵送やデータのやり取りで行うことが困難であるため、当県水質保全課と地域振興事務所が管轄保健所へ伺い、コピーを取った上で返却している。
浄化槽の設置は年間約 6,000 件あり、そのうち約 5,000 件が建築基準法に基づく申請のため、管轄地域により異なるが、毎月1回、平均 40 件の通知の受け渡しを行っており、管轄保健所へ通知を取りに行くことの負担が大きくなっている。

【支障の解決策】
建築基準法を改正し、尿尿浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)」とすることで、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽に関する事務処理を一本化することができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務処理の効率化を図ることが可能であり、浄化槽の維持管理指導等を保健所ではなく、他の部署が行っている地方公共団体においても事務処理の効率化を図ることが可能である。

根拠法令等

建築基準法第 93 条第5項、第6項
浄化槽法第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、さいたま市、浜松市、兵庫県、奈良県、鳥取県

○当市では、浄化槽法に係る事務を保健所ではなく環境部局で所管しており、便宜上、建築基準法 93 条 5 項の通知は保健所を経由せず直接、環境部局へ送付される運用をしていますが、本提案のとおり改正されるのが望ましいと考えます。

各府省からの第 1 次回答

建築基準法第 93 条第5項においては、建築物の衛生上の安全性を確保する観点から保健所長に通知することとしているところ。建築主事等から保健所長に通知をした上で、個別の自治体における浄化槽法に係る事務の実態に応じて、運用上、浄化槽事務を行っている部署が建築主事等から通知文書を直接受け取ることは差し支えないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答を踏まえると、建築主事等からの通知につき、浄化槽事務を行っている部署が直接受け取るとしても、最終的には保健所長への通知としての送付が必要となることから、当県が支障としている保健所との書類のやり取りについては解消されないものと考えている。

このため、当初提案のとおり、建築基準法の改正により、尿尿浄化槽に係る取扱いについては、「保健所長」を浄化槽法第5条第1項と同じ「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）」とし、浄化槽事務の所管部署が保健所ではない自治体においても、浄化槽事務を実際に行っている部署が通知を受け取れるようにすることで、事務処理を一本化していただきたい。

一方で、当該改正が困難な場合、本回答については、何をもって「保健所長」への通知があったと取り扱うか、通知文書の最初の受け取り部署をどこにするかは、自治体に一定の裁量が認められていると解する余地があるとの趣旨と理解したが、そのような理解に相違ないか確認したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

建築基準法第 93 条第5項に基づく通知については、建築物の衛生上の安全性を確保する観点から建築主事等から保健所長に行くこととしているものであるが、当該通知に係る事務の実施方法については、自治体が実情に応じて決めるものとする。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	234	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	234)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

都市計画法(以下「法」という。)第 35 条の2第1項ただし書きの開発許可の変更にかかる「国土交通省令で定める軽微な変更」の対象拡大

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土交通省令(以下「施行規則」という。)第 28 条の4の規定による開発許可の軽微な変更について、「設計変更のうち、設計説明書の変更を伴わないもので、規格が同等以上のものへの変更」、「設計変更のうち、法第 33 条第1項各号に掲げる基準による審査の対象とならないものの変更」を加えることを求める。

具体的な支障事例

法第 35 条の2第1項の規定は、開発許可を受けた者が法第 30 条第1項各号に掲げる事項の変更しようとするときは、原則として変更の許可を受けなければならないと規定する一方で、ただし書きにより、施行規則で定める軽微な変更については当該許可を必要としない旨を規定している。

当市には、年間 10 件程度の開発許可の申請がある。このうち変更許可の申請件数は 16 件(1つの案件で複数回の変更)であり、その全てが法第 30 条第1項第3号に規定する設計の変更が生じたものである。当該変更許可のうち3件については、緑地の樹種の変更、フェンスの高さの変更及びカーブミラーの設置場所の変更のみの事案であった。これらは工事施工上やむを得ず生じた変更であること、また、当該変更を許可の対象としないことが開発許可制度の趣旨を逸脱するとは想定し難いことから、施行規則 28 条の4に規定する軽微な変更には該当することが期待される。しかし、当該軽微な変更の規定は、限定列举されており、当該3事案についてはいずれも軽微な変更には該当せず、変更許可を要しており、手続きに伴い、予想外の工事の休止が発生したものである。

開発許可制度運用指針においても、開発許可(変更許可を含む。)は、無秩序な市街化の抑制に不可欠な制度であるが、その許可手続については、簡素化・迅速化が求められ、申請者側への過度な負担とならないよう配慮することも要請されていることから、施行規則第 28 条の4に規定する軽微な変更について拡充を求める。

当該3事案の変更内容は、工事施工上やむを得ず生じたものであり、許可制度をして担保すべき事項ではないと想定される。このような事例においても変更許可を要するとする現在の施行規則の規定は、過度に厳格な規定になっていると思慮される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の3事案については、変更許可の手続を求められたことにより、1週間以上の工事の休止などが発生し、施主や住宅取得予定者に対し、それに係るコスト増などの不利益が生じた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

開発行為に関する事務負担の軽減

開発行為の迅速化

根拠法令等

都市計画法第 30 条、第 35 条の2
都市計画法施行規則第 16 条、第 28 条の4
開発許可制度運用指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、岡山県、山口市、福岡市、鹿児島市

○開発行為の設計の変更については、予定建築物等の敷地の形状以外のものは全て許可が必要となることから、擁壁の延長のみの増減など許可基準に抵触しない事案については、開発者の負担軽減、手続きの迅速化に繋がる改正が望まれる。

各府省からの第 1 次回答

都市計画法（以下「法」という。）に基づく開発許可を受けた者は、法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、国土交通省令で定める軽微な変更をしようする場合等を除き、法第 35 条の 2 第 1 項に基づき変更許可を受けなければならないこととなる。変更許可に係らしめる事項については、法及び都市計画法施行規則に列記されているところ、このうち、法第 30 条第 1 項第 3 号に規定する「開発行為に関する設計」については、都市計画法施行規則第 16 条第 2 項に基づき、設計説明書及び設計図により定めなければならないとされている。さらに、同条第 3 項及び第 4 項において、設計説明書及び設計図において記載すべき事項がそれぞれ定められているところ、当該「記載すべき事項」に該当しないものは、法第 35 条の 2 第 1 項に基づき変更許可を受けることは要しない。なお、開発許可制度運用指針において、申請者の負担軽減や、開発許可に関する事務処理手続の迅速化・合理化の観点から、提出書類・図面等の簡素化を図ることが望ましい旨、考え方を示しているところである。

また、法第 35 条の 2 第 1 項の変更許可の申請は、変更後の設計等が、法第 33 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認するため、当該確認に必要となる事項について求めているものであるところ、「法第 33 条第 1 項各号に掲げる基準による審査の対象とならないものの変更」を変更許可に係らしめないこととすることは適当ではない。

なお、設計の変更のうち、軽微な変更に該当するもの以外のものが頻繁に行われる場合については、手続きの簡素化の観点から、事前協議の活用等により必要に応じて事務処理の合理化を図るよう開発許可制度運用指針において考え方を示しているところである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第 1 次回答の内容に基づき、当市が提案の内容に記載する 3 事案を都市計画法第 30 条第 1 項第 3 号、都市計画法施行規則第 16 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に照らし合わせて、改めて検討した。その結果、当市の提案内容は、個別の案件の性質に応じて、現行法令の適切な解釈及び活用により実現することが可能であることを確認した。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

—

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	236	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	236)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

都市再生特別措置法に基づく建築等の届出に係る事務手続きの簡略化

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市再生特別措置法(以下「法」という。)第 88 条第1項及び第2項、第 108 条第1項及び第2項の届出に係る事務手続きの簡略化を求める。

具体的な支障事例

法第 88 条第1項及び第2項、第 108 条第1項及び第2項では、立地適正化計画の誘導区域外における開発行為や建築等行為の届出を求めている。
例えば、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の建築目的の開発行為があった場合には届出を求めているが、その後、その分譲地で建築行為が行われる際に、建築等行為の届出についても1戸目から提出を求められるため、同じ敷地について二重の届出書が提出されている現状である。
開発行為の届出があった際に、誘導区域外に開発行為の届出時と建築等行為の届出時とで開発計画の範囲に大きな変更がない場合に限り、建築行為の届出が省略可能となるよう事務手続きの簡略化を求める。
なお、当市では昨年度 14 件の届出があり、うち法第 88 条に基づくもの 12 件(うち開発行為 1 件、建築行為 11 件)、法第 108 条に基づくもの 2 件(うち開発行為 0 件、建築行為 2 件)となっており、開発行為と建築行為が年度を跨ぐ場合も多く、届出の指導等にも苦慮しており、特に届出をした開発行為に続く、建築行為の届出の取り扱いについて支障(重複)を感じているものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

開発・建築行為を行う民間事業者から、開発行為の一度届出を提出しているにも関わらず、戸建て住宅用地の分譲の場合など1戸毎の建築行為の届出も必要であることから、事務負担が大きい等の意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

立地適正化計画の届出事務の簡略化による事務負担の軽減(1件あたり1時間程度の事務時間を要することから、令和5年度の場合、年間で 15 時間程度の負担軽減が図られる)
住民及び民間事業者の負担軽減

根拠法令等

都市再生特別措置法第 88 条第1項、第2項、第 108 条第1項、第2項
都市再生特別措置法施行令第 33 条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、浜松市、半田市、高松市

—

各府省からの第 1 次回答

都市再生特別措置法（以下「法」という。）第 88 条第 1 項及び第 2 項又は第 108 条第 1 項及び第 2 項に基づく開発行為及び建築等行為に係る届出については、市町村が誘導区域外における一定規模以上の住宅開発や誘導施設の整備の動きを把握するために設けられた制度である。このため、そのような動きを網羅的に把握できるよう、開発行為と建築等行為のいずれかによってのみ住宅開発や誘導施設の整備を行う場合も含めてその動向が把握できるよう、それぞれの行為に対して届出を求めているところである。

そのうえで、法第 88 条第 1 項第 4 号又は第 108 条第 1 項第 4 号に基づき市町村が必要に応じ定める条例によって、上記の制度趣旨に支障が無い一定の行為について届出を不要とすることが可能となっていることや、開発行為と建築行為それぞれにおいて届出が必要な場合に、並行して手続きを行うことによって効率的な事務処理が可能であるため、このような制度運用や実例などについて、地方公共団体への情報提供について検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

直近の事例では、昨年度に 3 戸以上の住宅建築を目的として開発行為の届出がされた、建売ではなかったことから区画毎の建築等行為の届出を建築事業者に求めたところ、他市では 3 戸以上まとめたの建築以外は届出が不要とされていたとして、拒否されたことがあった。その後、当市の運用を理解いただき、提出はいただけたが、開発行為を伴う建築行為について、建築は個別であっても届出を求めている。対応が異なる自治体もあることは認識しているものの、当市における対応方針の参考として、建築行為の届出についての見解、効率的な事務処理及び制度運用や実例の情報提供を都市計画運用指針等でお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

都市再生特別措置法（以下「法」という。）第 88 条第 1 項及び第 2 項又は第 108 条第 1 項及び第 2 項に基づく開発行為及び建築等行為に係る届出については、市町村が誘導区域外における一定規模以上の開発等の動きを把握するための制度である。その中で、居住誘導区域外の区域に係る開発行為及び建築等行為の届出の対象となる住宅の戸数等の要件については、都市再生特別措置法施行令第 33 条第 1 項及び第 2 項に定められており、3 戸以上又は 0.1ha 以上（建築等行為については 3 戸以上に限る。）としている。このような法令における規定に関しては、これまで都市計画運用指針等において適切に地方公共団体に対して、その運用や考え方を周知を図っているところである。

そのうえで、法第 88 条第 1 項第 4 号又は第 108 条第 1 項第 4 号に基づき、市町村が必要に応じ定める条例によって、上記の制度趣旨に支障が無い一定の行為について届出を不要とすることが可能となっているほか、開発行為と建築行為それぞれにおいて届出が必要な場合に、並行して手続きを行うことによって効率的な事務処理が可能であるため、このような制度運用や実例などについて、地方公共団体への情報提供について検討したい。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(13)都市再生特別措置法(平 14 法 22)

立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外の区域における一定の戸数や規模以上の住宅開発等の届出又は変更の届出(88条1項及び2項)及び都市機能誘導区域外の区域における誘導施設を有する建築物の建築等の届出又は変更の届出(108条1項及び2項)については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、制度運用において留意すべき事項や参考となる事例を整理し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	254	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	254)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって、市町村耐震改修促進計画策定を要件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的な内容

地域防災拠点建築物緊急促進事業においても、社会資本整備総合交付金と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同補助金の対象とすることを求める。

具体的な支障事例

当市では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金を活用している。
社会資本整備総合交付金(以下、「交付金」という。)では、令和5年3月2日付けの国土交通省課長通知より、交付金の交付対象事業のうち、市町村が事業主体となる住宅・建築物耐震改修事業については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第2項に定める市町村耐震改修促進計画(以下、「市町村計画」という。)を定めることを要件としているが、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画(以下、「整備計画」という。)を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途市町村計画を策定せずとも交付金の交付対象とするとしている。
一方で、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金は、「事業主体である地方公共団体が定めた市町村計画」が補助対象事業の要件であるため、市町村計画の策定が必要となる。
そのため、補助金を活用した場合、整備計画と市町村計画の策定が必要となり、二重の事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

整備計画と市町村計画を二重に策定する必要がなくなり、職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱
建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、浜松市、熊本市

○整備計画と市町村計画を二重に策定する必要がなくなれば、事務負担軽減につながる。

各府省からの第1次回答

地震国である我が国において、大地震時における被害を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を早急に推進する必要がある一方、耐震性の不足する既存不適格建築物は現行基準に適合させる法的義務のないこと、耐震改修等の経済的負担が大きいこと、所有者等が耐震化のメリットを感じにくいことなど課題が多い。こうした課題に対応するため、耐震改修促進法においては、規制的措置（耐震診断義務付け、指導・助言・指示・公表等）、誘導的措置（認定による規制緩和・表示・助成等）、普及啓発を組み合わせる計画的かつ総合的に施策を講じることとし、地方公共団体に耐震改修促進計画を定めることを求めている。

※令和5年4月時点で、都道府県についてはすべて、市町村については99%が耐震改修促進計画を定めて耐震化に取り組んでいる。

令和4年度地方分権対応にて発出した、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について（技術的助言）」（令和5年3月2日付け国住市第87号、国住事防第26号）において、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当」するとしている。したがって、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画における市町村計画に記載すべき内容の部分は、市町村計画と扱っているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の第1次回答については、「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について（技術的助言）」において、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当」することから、「市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画」を策定すれば、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって策定を求められている市町村耐震改修促進計画としても同様に扱うことが可能で、既にそのように取り扱っている、とのご回答と解釈しており、その内容を各地方公共団体に改めて広く周知していただくためにも、明文化のうえ通知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各地方自治体において、令和5年の通知は「住宅・建築物耐震改修事業」に限定した市町村計画の取扱いを示したものと認識しているのではないかと。そのため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金においても、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、市町村計画を策定せずとも同補助金の交付対象となることについて、新たな通知等により、明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

「住宅・建築物耐震改修事業」に限らず補助事業において、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画については、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当し、別の計画を策定することなく、支援対象としていることを改めて明確にして、通知を発出する。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(11)建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法 123)

市町村耐震改修促進計画(6条1項。以下この事項において「市町村計画」という。)の策定を交付要件としている地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等については、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途計画を策定せずとも交付対象とすることを明確化し、市町村(特別区を含む。)に通知した。

[措置済み(令和6年 10 月 11 日付け国土交通省住宅局市街地建築課長、建築指導課長通知)]

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	258	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	258)			提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 86 条に基づく一団地認定区域の区域見直しに係る要件の緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 86 条に基づく一団地認定について、区域縮小のための同意の要件を緩和するなどの措置を講ずること。

具体的な支障事例

都営住宅団地には、住棟の低層部分に複数の店舗区画を有する併存店舗付き住棟が存在し、店舗所有者はそれぞれ建物の区分所有権及び土地の借地権を有している。

都営住宅の建替えにより創出する余剰地(以下「創出用地」という)について民間事業者等による活用を考えているが、一団地認定区域内に建物を建てる際は、認定区域全てについて、通風や日影等に係る建築基準法適合性を確認するために建築図面等の提出が必要となるほか、工事の発注時期を地権者と調整するなど手続きが煩雑になるため、民間事業者等から、当該創出用地を一団地認定区域から除外してほしいとの要望を受けている。

現状、一団地認定の区域縮小のための規定がなく、実施するには現在の一団地認定を一度取り消し、新たな区域で再度認定を取り直す必要があるが、一団地認定の取消・再認定には地権者の全員同意が必要となり、申請者の負担が大きいたとも、全員の同意を取れる保証がない中で、事業を進めていくことにリスクがある。

今後、一団地認定区域内において、都営住宅の建替えや国家公務員住宅の新設等が段階的に計画されており、その都度、同様の問題が発生し、事業を円滑に進めることができないという問題に直面することが想定される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

防犯上等の理由から区域内の関係権利者と図面等を共有することに支障がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一団地認定の区域縮小に係る全員同意要件を緩和することで、都営住宅の建替え事業を円滑に進めることができるようになる。

根拠法令等

建築基準法第 86 条第 1 項・第 2 項及び第 6 項、第 86 条の 5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、横須賀市、鳥取県

○提案団体が期待する効果とは異なるが、当市には共同住宅、大規模商業施設及び小規模店舗等で構成された既存の一団地認定区域があり、区域内の建築物が老朽化し、建替えるにあたっては、法第 86 条の 2 の規定により改めて認定を受ける必要があることから、建築主がマンションの管理組合や事業者ではなく、小規模店舗を所有する個人等の場合、関係権利者への説明や一団地認定区域内の建替える建築物以外の建築物の作図等の認定の手続きに対する負担が大きい。一団地認定区域の縮小が可能となれば、このような一団地認定区域においても建替えが容易になると考える。

各府省からの第 1 次回答

一団地認定制度において、区域を縮小する場合の実態を調査し、土地の所有者等による全員同意に係る緩和のニーズや区域を縮小する場合の土地の所有者等への影響などを把握した上で、今後の対応について検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

一団地認定に係る手続きについて、特定行政庁は一団地認定の取消と再認定の手続きを一連のものとして把握しておらず、特定行政庁への調査では区域縮小の実態の把握や全員同意に係る緩和のニーズの把握は困難となることが想定される。また、区域縮小後も引き続き一団地認定の認定範囲にあり、適用される建築規制に変更がない土地の所有者等については、同意要件を求めないこととする余地があるものと考えている。これらの点も踏まえ、区域縮小の実態や全員同意に係る緩和のニーズの把握が可能な実態調査により現状把握をお願いしたい。

土地所有者等の全員同意の要件は、申請者に多大な負担を課しているだけでなく、一団地認定区域の変更を含んだ建築物の建替えや建替えにより創出した用地の活用を進めていく際の支障となっており、老朽化した建築物の更新、地域経済の活性化、地域特性に応じたまちづくりなどの妨げとなっていることから、全員同意の要件緩和について検討を進めていただくとともに今後のスケジュールについてもお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

今後の人口減少に伴う土地利用の在り方を考えると、取消しと再度の認定という二重の手続きの見直しだけでなく、死亡者や居所不明者等がいる場合の取扱いなど、全員同意等を必要とするそもそもの手続きについても、より簡便なものとなるよう検討が必要ではないか。

区域の縮小だけでなく拡大も視野に入れつつ、中長期的な視点も含め、区域変更の公益的な意義や各地権者に及ぼす影響等を考慮し、手続の簡素化が可能となるケースを整理していくべきではないか。

その際、容積率、建蔽率、日影規制等が変わらないのであれば、生ずる問題は外観等の事実上のものにすぎず、法制的には、財産権の侵害の可能性は非常に低いと解する余地もあるのではないか。

実態調査において具体的な事例を踏まえた地方自治体の意見や、全国的なニーズを丁寧に把握し、スケジュール感をもった検討を進めていく必要があるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

提案団体からの指摘も踏まえ、全員同意に係る緩和のニーズ等を丁寧に把握した上で、引き続き検討を進める。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【国土交通省】

(2)建築基準法(昭25法201)

(iv)一団地全体を一つの敷地とみなして建築規制が適用されることの認定又は許可(86条1項等)の対象区域の縮小については、土地の所有者又は借地権者(以下この事項において「土地所有者等」という。)の同意の取得に係る地方公共団体等の負担を軽減する方策について、土地所有者等への影響等を考慮しつつ検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

整理番号	277	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	277)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子の送付廃止

提案団体

鹿児島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』の紙媒体冊子送付を廃止し、国の推進するオープンデータサイトに登録し、自治体へは登録した旨を通知することとしていただきたい。

具体的な支障事例

『地方自治月報』の調査結果については 1000 ページ弱の冊子を閲覧、必要とする情報を検索することは難しく、必要な際は総務省のホームページで公表されているデータを検索するため、冊子自体の利用は限られている。内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』、国土交通省の『水循環施策』、『河川管理統計』についても同様。
また、国からの情報提供を庁内及び管内市町村へ展開する際や情報検索等はホームページにおける公表資料やメールで情報提供いただく電子データを活用しているため、冊子を活用する機会はほとんどなく、かえって保管場所の確保や古くなった資料の廃棄等に負担が生じている。
さらに、環境負荷低減の観点からも、紙での冊子送付は時勢に沿わないものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体への照会等の結果を集約した『地方自治月報』、『地方からの提案等に関する対応方針』、『水循環施策』、『河川管理統計』は行政事務の効率化等における参考資料として重要であり、データベースとして検索や加工利用ができるよう媒体を変更していただくことで、行政事務の効率化の際に有用な資料として期待できる。また、紙媒体の場合に必要な書棚等物理的なスペース確保が不要となり執務環境の改善が図られるほか、廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減も見込まれる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、さいたま市、長野県、高松市、熊本市、宮崎県

○『地方自治月報』について、庁内での紙媒体での活用は確認できず、総務省ホームページに掲載されているデータで十分活用できる。

○当市においても内閣府の『地方からの提案等に関する対応方針』の冊子を送付いただいているが、活用する機会はあまりなく、関係課への周知は電子データを活用して行っているため、電子データの共有のみで足りている状況である。

○『地方自治月報』について、当県においても、当該冊子の利用機会は限られており、必要があれば総務省のホームページを閲覧している。保管場所に苦慮している点についても、提案団体と同様である。また、県内政令指定都市及び中核市に配布しているが、冊子の送付を廃止することになれば、県職員だけでなく市職員の負担軽減にもつながり、効果は大きいものとする。

各府省からの第１次回答

【内閣官房】

既に今年度から『水循環施策』の紙媒体冊子送付を廃止し、データを掲載した内閣官房 HP の URL を自治体に通知することとしている。

【内閣府】

『地方からの提案等に関する対応方針』については、毎年、内閣府ホームページに公表するとともに、全ての都道府県及び市区町村に対して電子データを送付していることを踏まえ、令和6年分から冊子の送付を廃止する方向で検討する。

【総務省】

地方自治月報は2年に一度調査を実施しており、調査結果の公表に際し、総務省ホームページでの公表のほか、冊子を作成して都道府県、指定都市、中核市、地方関係団体等に配布している。これらの配布先に対する冊子の配布が不要であれば、ご提案のとおり一括して送付を廃止させていただく。

【国土交通省】

提案内容を検討した結果、『河川管理統計』については、次回以降は紙媒体冊子の送付を廃止し、行政事務の効率化を図るため、これに替えて電子データを送付することとする。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子データのみを送付していただくことで、業務効率化や廃棄の際に必要なコスト及び労力の削減など様々な効果が期待できる。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

【内閣府】

『地方からの提案等に関する対応方針』については、令和6年分から冊子送付を廃止し、データを掲載した内閣府ホームページの URL を自治体に通知することとする。

【総務省】

御提案のとおり、これまでの配布先に対する冊子の配布を一括して廃止させていただく。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【内閣官房(1)】【内閣府(5)】【総務省(29)】【国土交通省(18)】

白書等の送付に係る事務

以下の資料については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わないこととし、電子データを各所管府省のホームページで公表した際に、その旨を地方公共団体に周知する。

- ・水循環施策
- ・地方からの提案等に関する対応方針
- ・地方自治月報

「河川管理統計」については、令和6年度以降、紙媒体の送付を行わず、電子データを地方公共団体に送付する。